

## 第9期

# 定時株主総会招集ご通知

### 日時

2020年6月26日（金曜日）

午前10時（午前9時開場）

### 場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行本店ビル

5階 会議室

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役15名選任の件

## 株主の皆さまへ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第9期定時株主総会を2020年6月26日（金曜日）  
に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたし  
ます。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役執行役社長 **大久保 哲夫**

### 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第9期定時株主総会招集ご通知 .....   | 2  |
| (株主総会参考書類)             |    |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 .....   | 7  |
| 第2号議案 取締役15名選任の件 ..... | 9  |
| (添付書類)                 |    |
| 第9期事業報告 .....          | 30 |
| 連結計算書類 .....           | 66 |
| 計算書類 .....             | 71 |
| 監査報告書 .....            | 74 |
| 株主総会会場案内図              |    |

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記」につきましては、法令及び当社定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.smth.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類及び計算書類は、監査委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.smth.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(証券コード 8309)  
2020年6月4日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
取締役執行役社長 大久保 哲夫

## 第9期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が喫緊の社会的課題となっておりますが、こうした状況を受けて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催することといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面または電磁的方法により、事前の議決権行使をご検討のうえ、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、後記株主総会参考書類をご検討賜り、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会当日の対応につきましては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について」（3頁～4頁）をご参照ください。

敬 具

記

|      |      |                                                                                                                              |
|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日    | 時    | 2020年6月26日（金曜日） 午前10時                                                                                                        |
| 場    | 所    | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行本店ビル 5階会議室                                                                                      |
| 目的事項 | 報告事項 | 1. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
|      | 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 取締役15名選任の件                                                                                           |

以 上

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

本株主総会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆さまのご健康と安全を第一に考え、下記のと通りの対策を実施させていただく予定です。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 株主の皆さまへのお願い

**株主の皆さまの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面の郵送またはインターネット・スマートフォン等による議決権の行使をご検討ください。**

議決権の行使方法の詳細につきましては、5頁～6頁をご参照ください。

- ・株主総会へのご出席を予定または検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態や株主総会開催日現在の国内の流行状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・本株主総会当日の報告事項等（プレゼンテーションを含む）については、近日中に当社ウェブサイト（<https://www.smth.jp/>）において動画配信を予定しております。

## 2. ご来場される株主の皆さまへのお願いとご案内

- ・ご来場される株主の皆さまにおかれましては、マスクのご持参、ご着用をお願いいたします。
- ・会場の入口付近で、手指へのアルコール消毒液の噴霧のほか、検温をさせていただく予定としており、発熱を確認された場合や激しく咳き込む場合等、体調不良とお見受けする株主さまには、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場は、感染リスク低減のため、座席の間隔を広く取ることで、ご用意できる席数が例年より減少いたします。また、感染拡大防止策の一環として、株主の皆さまには受付時に指定したお席にお座りいただく運営といたしますので、予めご了承ください。
- ・あわせて、従前行っていたお茶等の飲料のご提供を中止させていただく予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・また、ご滞在時間を短縮いただくため、株主総会では事業報告等を簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいります。運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、株主総会当日までの流行状況や政府等の発表内容により、上記対応を変更する場合もございますので、最新の対応方法につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.smth.jp/>) から、発信情報をご確認ください。

以 上

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2020年6月26日(金曜日)  
午前10時

## 書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

### 行使期限

2020年6月25日(木曜日)  
午後5時到着

## インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶  
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

### 行使期限

2020年6月25日(木曜日)  
午後5時まで

## インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォン又は携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記 (1) 以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

## 機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

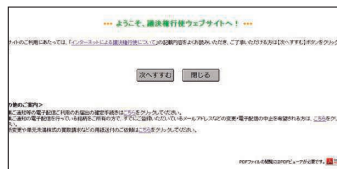
## 行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時まで



## パソコンをご利用の方

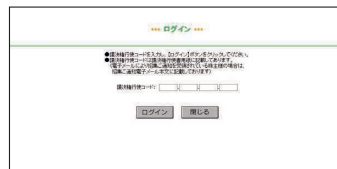
### 1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

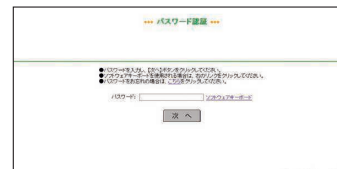
<https://www.web54.net>  
「次へすむ」をクリック

### 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

### 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック  
※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

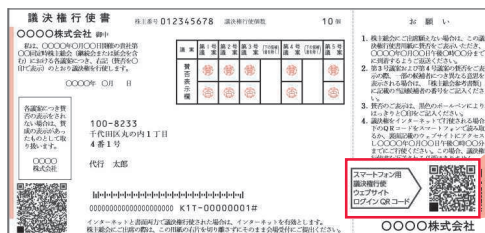


## スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

## 「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は、業績に応じた株主利益還元策として、普通株式配当につき、連結配当性向30%程度を目処とする配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本効率性改善効果を踏まえた自己株式取得等の実施により、中期的に、総還元性向を40%程度に段階的に引き上げ、還元の強化を目指す方針を掲げてまいりました。当期（2019年度）の期末配当につきましては、この配当方針に基づきつつ、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたします。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式                      1株につき75円00銭      総額      28,122,396,075円

なお、2019年12月にお支払いいたしました中間配当金（1株につき75円00銭）を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき150円00銭となり、これは前期（2018年度）に比べ、1株につき10円の増配となります。

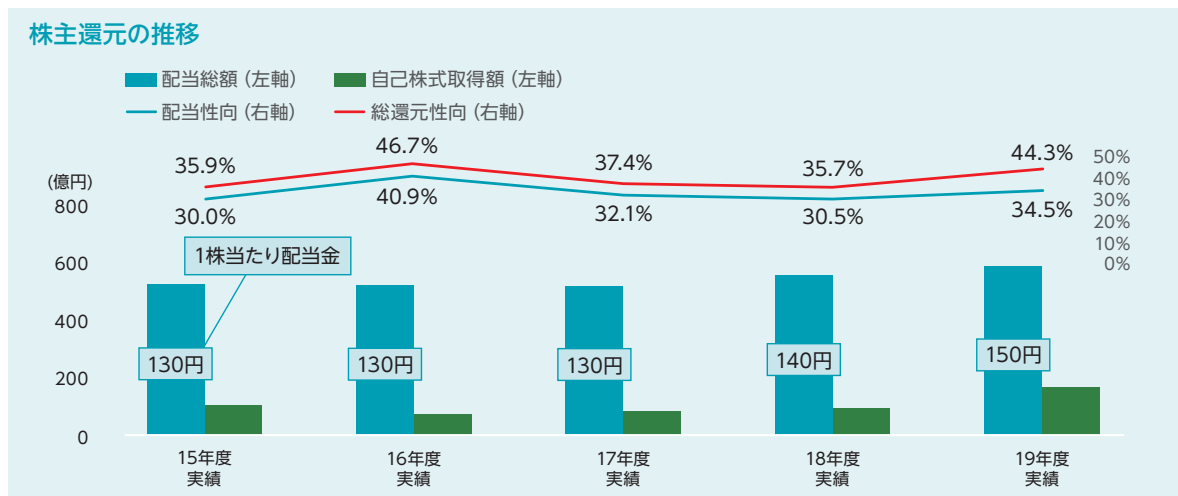
##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日



(ご参考①)

当社は、かねてより株主の皆さまへの安定的な利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付け、中長期的な株主還元強化に取り組んでおります。2019年度には、当面の目標としておりました総還元性向40%に到達いたしました。(※)



※2019年度は、以下の通り自己株式取得を実施いたしました。

(取得期間：2019年5月16日～2019年8月30日)

取得した株式の総数 4,057,200株、取得価額の総額 15,999,723,300円

その結果、普通株式の配当金の合計 1株につき150円00銭と合わせまして、2019年度の総還元性向は44.3%となっております。

今般、株主の皆さまのご期待や当社の経営環境及び資本の状況等を踏まえ、業績に応じた株主利益還元策として配当を重視する姿勢をより一層明確にするとともに、自己株式取得を含めた資本活用の柔軟性を高めるべく、2020年5月14日付で以下の通り、株主還元方針を変更いたしました。

### 株主還元方針（2020年度（2021年3月期）より適用）

業績に応じた株主利益還元策として、2022年度を目処に連結配当性向40%程度への引き上げを目指す。さらに、資本十分性の確保を前提として、中長期的な利益成長に向けた資本活用、資本効率性改善効果のバランスを踏まえつつ、機動的に自己株式取得を実施する。

## 第2号議案 取締役15名選任の件

取締役15名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、社外取締役7名を含む取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外取締役候補者7名全員は、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しております。「独立役員に係る独立性判断基準」については28頁～29頁をご参照ください。

| 候補者番号 | 氏名                                                                   | 現在の当社における地位・担当                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | <div>再任</div> <div>おおく ぼてつ お</div> <div>大久保哲夫</div>                  | 取締役執行役社長（代表執行役） <div>指名委員報酬委員</div>                                                               |
| 2     | <div>再任</div> <div>あらうみ じろう</div> <div>荒海 次郎</div>                   | 取締役執行役専務（代表執行役）<br>経営企画部（運用企画部）、総務部、取締役会室担当                                                       |
| 3     | <div>再任</div> <div>にし だ ゆたか</div> <div>西田 豊</div>                    | 取締役執行役専務（代表執行役）<br>リスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部、<br>F D ・ C S 企画推進部、受託監理部担当<br><div>リスク委員利益相反管理委員</div> |
| 4     | <div>再任</div> <div>はしもと まさる</div> <div>橋本 勝</div>                    | 取締役執行役<br><div>指名委員報酬委員</div>                                                                     |
| 5     | <div>再任</div> <div>非執行</div> <div>きたむらくに た ろう</div> <div>北村邦太郎</div> | 取締役                                                                                               |
| 6     | <div>再任</div> <div>非執行</div> <div>つねかげ ひとし</div> <div>常陰 均</div>     | 取締役                                                                                               |
| 7     | <div>再任</div> <div>非執行</div> <div>しゅどう くにゆき</div> <div>首藤 邦之</div>   | 取締役<br><div>監査委員</div>                                                                            |
| 8     | <div>再任</div> <div>非執行</div> <div>た なか こう じ</div> <div>田中 浩二</div>   | 取締役<br><div>監査委員</div>                                                                            |

| 候補者番号 | 氏名               | 現在の当社における地位・担当                  |              | 取締役候補者の専門性※ |      |    |
|-------|------------------|---------------------------------|--------------|-------------|------|----|
|       |                  |                                 |              | 企業経営        | 財務会計 | 法律 |
| 9     | 再任<br>すずき 鈴木 武   | 取締役<br>指名委員 報酬委員 リスク委員 利益相反管理委員 | 社外<br>(独立役員) | ●           | ●    | —  |
| 10    | 再任<br>あらき 荒木 幹夫  | 取締役<br>指名委員 報酬委員 リスク委員長         | 社外<br>(独立役員) | ●           | ●    | —  |
| 11    | 再任<br>まつした 松下 功夫 | 取締役 (取締役会議長)<br>指名委員長 報酬委員      | 社外<br>(独立役員) | ●           | ●    | —  |
| 12    | 再任<br>さいとう 齋藤 進一 | 取締役<br>指名委員 監査委員長               | 社外<br>(独立役員) | ●           | ●    | —  |
| 13    | 再任<br>よしだ 吉田 高志  | 取締役<br>監査委員                     | 社外<br>(独立役員) | —           | ●    | —  |
| 14    | 再任<br>かわもと 河本 宏子 | 取締役<br>指名委員 報酬委員長               | 社外<br>(独立役員) | ●           | —    | —  |
| 15    | 再任<br>あそう 麻生 光洋  | 取締役<br>監査委員                     | 社外<br>(独立役員) | —           | —    | ●  |

※上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

当社では「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、取締役会の構成、取締役候補者に求める資質等の考え方等について規定しており、指名委員会は、これに基づき取締役候補者を選定しております。その概要は次のとおりであります。

#### ●取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、グループの経営管理機能を担う金融持株会社に求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上として運営しております。

#### ●取締役候補者に求める資質

当社の取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしています。

- ①信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
- ②銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者

また、上記に拘わらず、社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしています。

- ①当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められる者
- ②当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者
- ③社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者

(ご参考②) 本株主総会後の就任予定

取締役候補者15名は、本株主総会において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

(●：委員長、○：委員)

| 氏 名     | 地位                   | 指名委員会 | 報酬委員会 | 監査委員会 | リスク委員会 | 利益相反<br>管理委員会※ |
|---------|----------------------|-------|-------|-------|--------|----------------|
| 大久保 哲 夫 | 取締役執行役社長<br>(代表執行役)  | ○     | ○     |       |        |                |
| 荒 海 次 郎 | 取締役執行役専務<br>(代表執行役)  |       |       |       |        |                |
| 西 田 豊   | 取締役執行役専務<br>(代表執行役)  |       |       |       | ○      | ○              |
| 橋 本 勝   | 取締役執行役               | ○     | ○     |       |        |                |
| 北 村 邦太郎 | 取締役                  |       |       |       |        |                |
| 常 陰 均   | 取締役                  |       |       |       |        |                |
| 首 藤 邦 之 | 取締役                  |       |       | ○     |        |                |
| 田 中 浩 二 | 取締役                  |       |       | ○     |        |                |
| 鈴 木 武   | 取締役 (社外)             | ○     | ○     |       | ○      | ○              |
| 荒 木 幹 夫 | 取締役 (社外)             | ○     | ○     |       | ●      |                |
| 松 下 功 夫 | 取締役 (社外)<br>(取締役会議長) | ●     | ○     |       |        |                |
| 齋 藤 進 一 | 取締役 (社外)             | ○     |       | ●     |        |                |
| 吉 田 高 志 | 取締役 (社外)             |       |       | ○     |        |                |
| 河 本 宏 子 | 取締役 (社外)             | ○     | ●     |       |        |                |
| 麻 生 光 洋 | 取締役 (社外)             |       |       | ○     |        |                |

※利益相反管理委員会の委員長には、三井住友信託銀行株式会社の社外取締役である神田秀樹氏が就任する予定です。

候補者番号

1

おおくぼ 哲夫

取締役在任期間：9年3ヶ月

再任



|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 生年月日         | 1956年4月6日生                   |
| 所有する当社株式の数   | 普通株式19,958株                  |
| 当社における地位及び担当 | 取締役執行役社長（代表執行役）<br>指名委員、報酬委員 |
| 取締役会出席状況     | 100%（16回/16回）                |
| 指名委員会出席状況    | 100%（15回/15回）                |
| 報酬委員会出席状況    | 100%（11回/11回）                |

### 略歴

|         |                       |         |                     |
|---------|-----------------------|---------|---------------------|
| 1980年4月 | 住友信託銀行株式会社 入社         | 2013年4月 | 同社取締役専務執行役員         |
| 2006年6月 | 同社執行役員業務部長            | 2013年4月 | 当社取締役専務執行役員         |
| 2007年6月 | 同社執行役員本店支配人           | 2016年4月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長  |
| 2007年6月 | 同社執行役員                | 2016年4月 | 当社取締役副社長            |
| 2008年1月 | 同社常務執行役員              | 2017年4月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役（現職） |
| 2008年6月 | 同社取締役兼常務執行役員          | 2017年4月 | 当社取締役社長             |
| 2011年4月 | 当社取締役常務執行役員           | 2017年6月 | 当社取締役執行役社長（現職）      |
| 2012年4月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 |         |                     |

### 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役

### 候補者とした理由

同氏は、当社の経営管理部門の統括役員として会社経営の一角を担う経験を経て、2017年4月に取締役社長、2017年6月に取締役執行役社長に就任しています。併せて、三井住友信託銀行株式会社においても経営管理部門の統括役員の経験に加え、ホールセール事業（現 法人トータルソリューション事業）統括役員等複数の事業経営の経験を有し、2016年4月から1年間、取締役副社長、2017年4月から取締役を務めております。これまで培った会社経営、事業経営の経験を基に、今後も、グループの経営全般を牽引する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

あら う み じ ろ う  
荒 海 次 郎

取締役在任期間：3年

再任



生年月日

1960年5月24日生

所有する当社株式の数

普通株式13,800株

当社における地位及び担当

取締役執行役専務（代表執行役）  
経営企画部(運用企画部)、総務部、取締役会室担当

取締役会出席状況

100%（16回/16回）

### 略歴

1984年4月 三井信託銀行株式会社 入社  
2011年7月 中央三井アセット信託銀行株式会社  
執行役員受託企画部長  
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社  
常務執行役員年金企画部長  
2014年4月 同社常務執行役員

2014年4月 当社常務執行役員  
2015年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員  
2017年4月 同社取締役専務執行役員（現職）  
2017年4月 当社専務執行役員  
2017年6月 当社取締役執行役専務（現職）

### 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員

### 候補者とした理由

同氏は、2017年4月より専務執行役員、2017年6月より取締役執行役専務として経営企画部（運用企画部）、総務部及び取締役会室を統括するとともに、三井住友信託銀行株式会社の取締役専務執行役員として受託事業の管掌役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。



候補者番号

3

にし  
西だ  
田ゆたか  
豊

取締役在任期間：1年

再任



生年月日

1959年8月7日生

所有する当社株式の数

普通株式4,898株

当社における地位及び担当

取締役執行役専務（代表執行役）  
リスク委員、利益相反管理委員  
リスク統括部、コンプライアンス統括部、  
法務部、F D・C S 企画推進部、受託監理部担当

取締役会出席状況

（取締役就任以降）100%（12回/12回）

### 略歴

|         |                                 |         |                               |
|---------|---------------------------------|---------|-------------------------------|
| 1984年4月 | 住友信託銀行株式会社 入社                   | 2015年4月 | 当社常務執行役員                      |
| 2012年4月 | 三井住友信託銀行株式会社執行役員欧州地区支配人兼ロンドン支店長 | 2017年4月 | 三井住友信託銀行株式会社<br>取締役専務執行役員（現職） |
| 2013年2月 | 同社執行役員                          | 2017年4月 | 当社専務執行役員                      |
| 2013年2月 | 当社執行役員                          | 2017年6月 | 当社執行役専務                       |
| 2015年4月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員           | 2019年6月 | 当社取締役執行役専務（現職）                |

### 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員

### 候補者としての理由

同氏は、三井住友信託銀行株式会社の欧州地区支配人、ロンドン支店長等を歴任し、2017年4月より当社の専務執行役員、同年6月より当社の執行役専務、2019年6月より当社の取締役執行役専務としてリスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部等の統括役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

はし  
橋もと  
本まさる  
勝

取締役在任期間：3年

再任



|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 生年月日         | 1957年4月2日生          |
| 所有する当社株式の数   | 普通株式14,000株         |
| 当社における地位及び担当 | 取締役執行役<br>指名委員、報酬委員 |
| 取締役会出席状況     | 100% (16回/16回)      |
| 指名委員会出席状況    | 100% (15回/15回)      |
| 報酬委員会出席状況    | 100% (11回/11回)      |

### 略歴

|          |                                                           |          |                       |
|----------|-----------------------------------------------------------|----------|-----------------------|
| 1980年4月  | 三井信託銀行株式会社 入社                                             | 2013年4月  | 当社常務執行役員              |
| 2007年10月 | 当社執行役員経営企画部長                                              | 2013年6月  | 当社取締役常務執行役員           |
| 2010年7月  | 当社常務執行役員経営企画部長                                            | 2015年4月  | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 |
| 2011年2月  | 当社常務執行役員経営企画部長 兼 財務企画部長<br>兼 中央三井信託銀行株式会社<br>常務執行役員財務企画部長 | 2015年4月  | 当社取締役専務執行役員           |
| 2011年3月  | 当社常務執行役員 退任                                               | 2015年6月  | 当社専務執行役員              |
| 2011年4月  | 中央三井信託銀行株式会社常務執行役員<br>総合資金部長                              | 2016年10月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長    |
| 2012年4月  | 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員                                        | 2016年10月 | 当社副社長執行役員             |
| 2013年4月  | 同社取締役常務執行役員                                               | 2017年4月  | 三井住友信託銀行株式会社取締役社長（現職） |
|          |                                                           | 2017年4月  | 当社執行役員                |
|          |                                                           | 2017年6月  | 当社取締役執行役（現職）          |

### 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役社長

### 候補者とした理由

同氏は、当社の経営管理部門の統括役員等を歴任し、2016年10月から2017年3月まで副社長執行役員、2017年6月から取締役執行役を務め、当グループ経営全般の補佐を担ってまいりました。また、三井住友信託銀行株式会社においては、2017年4月より取締役社長に就任し同社の経営全般を担っております。当社においても、今後もグループの経営全般を統括する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

きたむらくにたろう  
北村 邦太郎

取締役在任期間：10年

再任

非執行



生年月日

1952年5月9日生

所有する当社株式の数

普通株式18,253株

当社における地位及び担当

取締役

取締役会出席状況

100% (16回/16回)

### 略歴

|          |                        |         |                       |
|----------|------------------------|---------|-----------------------|
| 1977年4月  | 三井信託銀行株式会社 入社          | 2011年4月 | 中央三井信託銀行株式会社取締役副社長    |
| 2003年7月  | 中央三井信託銀行株式会社執行役員融資企画部長 | 2012年4月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役会長（現職） |
| 2006年5月  | 同社常務執行役員融資企画部長         | 2012年4月 | 当社取締役社長               |
| 2007年10月 | 同社常務執行役員               | 2017年4月 | 当社取締役（現職）             |
| 2009年7月  | 同社専務執行役員               | 2017年6月 | 富士フィルムホールディングス株式会社    |
| 2010年6月  | 同社専務執行役員 退任            |         | 社外取締役（現職）             |
| 2010年6月  | 当社取締役副社長               | 2019年6月 | アサガミ株式会社社外取締役（現職）     |

### 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役会長  
富士フィルムホールディングス株式会社社外取締役  
アサガミ株式会社社外取締役

### 候補者とした理由

同氏は、2012年4月以降5年間、当社の取締役社長を務め、信託銀行グループの経営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

つね  
常かげ  
陰ひとし  
均

取締役在任期間：9年3ヶ月

再任

非執行



生年月日

1954年8月6日生

所有する当社株式の数

普通株式15,895株

当社における地位及び担当

取締役

取締役会出席状況

100% (16回/16回)

### 略歴

1977年4月 住友信託銀行株式会社 入社  
2004年6月 同社執行役員企画部長  
2005年6月 同社執行役員本店支配人  
2005年6月 同社取締役兼常務執行役員  
2008年1月 同社取締役社長  
2011年4月 同社取締役会長兼取締役社長

2011年4月 当社取締役会長  
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役社長  
2017年4月 同社取締役  
2017年6月 同社取締役会長（現職）  
2017年6月 当社取締役（現職）  
2019年6月 南海電気鉄道株式会社社外取締役（現職）

### 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役会長  
南海電気鉄道株式会社社外取締役  
レンゴー株式会社社外監査役（2020年6月就任予定）

### 候補者とした理由

同氏は、2011年4月以降約6年間、当社の取締役会長を務めるとともに、2017年3月まで三井住友信託銀行株式会社の取締役社長、2017年6月以降は取締役会長を務める等、信託銀行グループの経営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

7

しゅ とう く に ゆ き  
首 藤 邦 之

取締役在任期間：1年

再任

非執行



生年月日

1960年7月30日生

所有する当社株式の数

普通株5,098株

当社における地位及び担当

取締役  
監査委員

取締役会出席状況

(取締役就任以降) 100% (12回/12回)

監査委員会出席状況

(監査委員就任以降) 100% (13回/13回)

### 略歴

1984年4月 住友信託銀行株式会社 入社

2014年4月 三井住友信託銀行株式会社

執行役員米州地区支配人兼ニューヨーク支店長

2018年4月 同社常務執行役員

2018年10月 当社執行役員

2019年6月 当社取締役（現職）

### 重要な兼職の状況

—

### 候補者とした理由

同氏は、これまで受託事業や海外部門の部長職、米州地区支配人、ニューヨーク支店長等を歴任した後、三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員、当社執行役員を務め、海外業務統括室・米州統括室の担当役員を務める等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。また、2019年6月以降は当社取締役及び監査委員を務め、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識・経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

8

たなか こうじ  
田 中 浩 二

取締役在任期間：1年

再任

非執行



生年月日

1963年5月18日生

所有する当社株式の数

普通株式3,500株

当社における地位及び担当

取締役  
監査委員

取締役会出席状況

(取締役就任以降) 100% (12回/12回)

監査委員会出席状況

(監査委員就任以降) 100% (13回/13回)

### 略歴

1986年4月 三井信託銀行株式会社 入社

2014年4月 三井住友信託銀行株式会社  
執行役員横浜駅西口支店長

2017年4月 同社常務執行役員

2018年4月 同社取締役常務執行役員

2019年6月 当社取締役（現職）

### 重要な兼職の状況

—

### 候補者とした理由

同氏は、これまで不動産事業の部長職や国内支店の支店長職等を歴任した後、三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員を務め、内部監査部の統括役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。また、2019年6月以降は当社取締役及び監査委員を務め、これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識・経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、取締役候補者としております。



生年月日

1947年11月18日生

所有する当社株式の数

普通株式0株

当社における地位及び担当

取締役

指名委員、報酬委員、

リスク委員、利益相反管理委員

取締役会出席状況

100% (16回/16回)

指名委員会出席状況

100% (15回/15回)

報酬委員会出席状況

100% (11回/11回)

## 略歴

1970年 4 月 トヨタ自動車販売株式会社  
(現 トヨタ自動車株式会社) 入社

2000年 6 月 同社取締役

2003年 6 月 同社常務役員

2004年 6 月 同社専務取締役経理・財務本部本部長

2005年 6 月 同社専務取締役経理・財務本部本部長  
兼 情報システム本部本部長

2006年 1 月 同社専務取締役経理本部本部長

2006年 6 月 同社専務取締役経理本部本部長  
兼 事業開発本部本部長 (～2008年6月退任)

2008年 6 月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社  
代表取締役社長 (～2011年6月退任)

2011年 6 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
代表取締役会長 (～2015年6月退任)

2013年 6 月 株式会社アイチコーポレーション社外取締役  
(～2019年6月退任)

2015年 6 月 当社取締役 (現職)

2020年 4 月 国立大学法人東海国立大学機構非常勤理事  
(現職)

## 重要な兼職の状況

国立大学法人東海国立大学機構非常勤理事 (現職)

## 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2015年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が2008年6月まで在籍していたトヨタ自動車株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

## 候補者とした理由

同氏は、日本を代表するグローバル企業であるトヨタ自動車株式会社の元専務取締役として、経理・財務、関係会社経営等の分野で幅広い経験と豊富な知識を有しています。トヨタ自動車株式会社専務取締役退任後は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社の代表取締役社長や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めるなど、金融関連事業の会社経営にも携わっています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

候補者番号

10

あらきみきお  
荒木幹夫

社外取締役在任期間：5年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日

1948年3月23日生

所有する当社株式の数

普通株式0株

当社における地位及び担当

取締役  
指名委員、報酬委員、リスク委員（委員長）

取締役会出席状況

100%（16回/16回）

指名委員会出席状況

100%（15回/15回）

報酬委員会出席状況

100%（11回/11回）

### 略歴

|          |                                  |         |                                                           |
|----------|----------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 1971年7月  | 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）<br>入行     | 2012年6月 | 近畿日本鉄道株式会社（現 近鉄グループホール<br>ディングス株式会社）社外取締役<br>（～2019年6月退任） |
| 2002年6月  | 日本政策投資銀行理事                       | 2013年6月 | 日本貨物鉄道株式会社社外監査役（現職）                                       |
| 2006年10月 | 同行副総裁                            | 2015年6月 | 当社取締役（現職）                                                 |
| 2008年10月 | 株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長             | 2018年8月 | 株式会社日本経済研究所取締役会長（現職）                                      |
| 2011年6月  | 同行顧問（～2012年6月退任）                 |         |                                                           |
| 2012年6月  | 一般財団法人日本経済研究所理事長<br>（～2018年8月退任） |         |                                                           |

### 重要な兼職の状況

株式会社日本経済研究所取締役会長  
日本貨物鉄道株式会社社外監査役

### 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2018年8月まで一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めていましたが、同法人と当社及び当グループ会社との取引はなく、また現在、株式会社日本経済研究所の取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

### 候補者とした理由

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営及び政策金融等に関する幅広い経験と、株式会社日本経済研究所の取締役会長として国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。



候補者番号

11

まつ した いさ お  
松 下 功 夫

社外取締役在任期間：3年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日

1947年4月3日生

所有する当社株式の数

普通株式0株

当社における地位及び担当

取締役（取締役会議長）  
指名委員（委員長）、報酬委員

取締役会出席状況

100%（16回/16回）

指名委員会出席状況

100%（15回/15回）

報酬委員会出席状況

100%（11回/11回）

### 略歴

|         |                                                      |         |                                             |
|---------|------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------|
| 1970年4月 | 日本鉱業株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）入社                           | 2010年7月 | JX日鉱日石エネルギー株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）代表取締役副社長執行役員 |
| 2002年9月 | 新日鉱ホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）<br>取締役 財務グループ財務担当 | 2010年7月 | JXホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）取締役（非常勤）   |
| 2003年6月 | 同社常務取締役                                              | 2012年6月 | 同社代表取締役社長 社長執行役員                            |
| 2004年6月 | 株式会社ジャパンエナジー（現JXTGエネルギー株式会社）取締役常務執行役員                | 2015年6月 | 同社相談役（～2019年6月退任）                           |
| 2005年4月 | 同社取締役専務執行役員                                          | 2016年6月 | 国際石油開発帝石株式会社社外取締役（～2019年6月退任）               |
| 2006年6月 | 同社代表取締役社長                                            | 2016年6月 | 株式会社マツモトキヨシホールディングス<br>社外取締役（現職）            |
| 2006年6月 | 新日鉱ホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）取締役（非常勤）           | 2017年6月 | 当社取締役（現職）                                   |
| 2010年4月 | JXホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）取締役（非常勤）            |         |                                             |

### 重要な兼職の状況

株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役

### 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は2019年6月まで、JXTGホールディングス株式会社の相談役を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題ありません。

### 候補者としての理由

同氏は、日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるJXホールディングス株式会社（現JXTGホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しています。当社社外取締役在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長として、取締役会の実効性の更なる向上に尽力いただいています。今後とも、これまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

候補者番号

12

さい  
齋とう  
藤しん  
進いち  
一

社外取締役在任期間：3年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日

1949年1月16日生

所有する当社株式の数

普通株式6,549株

当社における地位及び担当

取締役  
指名委員、監査委員（委員長）

取締役会出席状況

100%（16回/16回）

指名委員会出席状況

100%（15回/15回）

監査委員会出席状況

100%（17回/17回）

## 略歴

1971年4月 丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社  
2001年6月 同社執行役員財務部長  
2002年4月 同社執行役員広報・IR部長  
2002年9月 同社執行役員 退任  
2003年1月 アーンストアンドヤング・グローバル・フィナンシャル・サービス株式会社 入社  
2004年7月 株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員  
2005年7月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社代表取締役  
2009年7月 同社代表取締役CEO  
2010年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）マネージングディレクター グローバル・マーケティング本部アカウントアンドビジネスデベロップメント部長

2013年4月 同監査法人退職  
2013年5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長  
2013年6月 三井住友信託銀行株式会社監査役（～2015年6月退任）  
2013年6月 当社監査役（～2017年6月退任）  
2014年7月 ユニチカ株式会社社外取締役（～2015年6月退任）  
2015年6月 シャープ株式会社社外取締役（～2016年6月退任）  
2016年10月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役共同代表  
2017年1月 株式会社明光商会社外取締役（～2019年4月退任）  
2017年6月 当社取締役（現職）  
2018年12月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長（～2019年11月退任）

## 重要な兼職の状況

### 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は2019年11月まで、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はなく、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が2002年9月まで在籍していた丸紅株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

### 候補者とした理由

同氏は、丸紅株式会社で元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、会社経営者としての高い見識も有しています。2013年6月以降当社社外監査役を4年間、2017年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中にかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

候補者番号

13

よし  
吉      だ  
田      たか  
高      し  
志

社外取締役在任期間：3年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日

1953年12月7日生

所有する当社株式の数

普通株式0株

当社における地位及び担当

取締役  
監査委員

取締役会出席状況

100% (16回/16回)

監査委員会出席状況

100% (17回/17回)

### 略歴

|          |                                           |         |                           |
|----------|-------------------------------------------|---------|---------------------------|
| 1976年4月  | 吉田会計事務所勤務                                 | 2013年6月 | 同法人退職                     |
| 1979年11月 | 昭和監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）<br>入所           | 2013年7月 | 吉田公認会計士事務所開設（現職）          |
| 1983年3月  | 公認会計士登録                                   | 2015年3月 | 日本精蝟株式会社社外監査役（現職）         |
| 2001年6月  | 監査法人太田昭和センチュリー（現 E Y 新日本<br>有限責任監査法人）代表社員 | 2015年6月 | 株式会社コスモスイニシア<br>社外取締役（現職） |
| 2008年8月  | 同法人常務理事                                   | 2016年6月 | 当社監査役（～2017年6月退任）         |
| 2012年8月  | 同法人常務理事退任、シニア・アドバイザー就任                    | 2017年6月 | 当社取締役（現職）                 |

### 重要な兼職の状況

公認会計士  
日本精蝟株式会社社外監査役  
株式会社コスモスイニシア社外取締役

### 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は現在、公認会計士として吉田公認会計士事務所を開設していますが、同事務所と当社及び当グループ会社との顧問契約はなく、また取引もないことから、独立性に問題はありません。

### 候補者とした理由

同氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として、金融機関や事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しています。また公認会計士としての経験に加えて、監査法人の代表社員や常務理事として経営に携わってきたほか、海外勤務経験に基づくグローバルな知見も有しています。2016年6月から1年間当社社外監査役、2017年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中のかかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。



|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 生年月日         | 1957年2月13日生           |
| 所有する当社株式の数   | 普通株式2,200株            |
| 当社における地位及び担当 | 取締役<br>指名委員、報酬委員（委員長） |
| 取締役会出席状況     | 93%（15回/16回）          |
| 指名委員会出席状況    | 100%（15回/15回）         |
| 報酬委員会出席状況    | 100%（11回/11回）         |

略歴

|          |                                          |         |                                                              |
|----------|------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------|
| 1979年7月  | 全日本空輸株式会社入社                              | 2016年1月 | 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長   |
| 2009年4月  | 同社執行役員客室本部長                              | 2016年4月 | 同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長（～2017年3月退任） |
| 2010年4月  | 同社上席執行役員客室本部長                            | 2016年6月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役（～2017年6月退任）                                  |
| 2012年11月 | 同社上席執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長             | 2017年4月 | 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長                                         |
| 2013年4月  | 同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長            | 2017年6月 | 株式会社ルネサンス社外取締役（現職）                                           |
| 2014年4月  | 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長 | 2017年6月 | 当社取締役（現職）                                                    |
| 2015年4月  | 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括        | 2020年4月 | 株式会社ANA総合研究所取締役会長（現職）                                        |

重要な兼職の状況

株式会社ANA総合研究所取締役会長  
株式会社ルネサンス社外取締役  
東日本旅客鉄道株式会社社外取締役（2020年6月就任予定）

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2017年3月まで全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員を務め、現在は株式会社ANA総合研究所の取締役会長を務めていますが、両社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が在籍している企業グループであるANAホールディングス株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はありません。

候補者とした理由

同氏は、全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担っており、2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役を務めています。在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

候補者番号

15

あ　　そう　　みつ　　ひろ  
麻　　生　　光　　洋

社外取締役在任期間：1年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日

1949年6月26日生

所有する当社株式の数

普通株式0株

当社における地位及び担当

取締役  
監査委員

取締役会出席状況

(取締役就任以降) 100% (12回/12回)

監査委員会出席状況

(監査委員就任以降) 100% (13回/13回)

### 略歴

1975年4月 東京地方検察庁検事

2010年5月 法務総合研究所長

2010年10月 福岡高等検察庁検事長（～2012年6月退官）

2012年10月 弁護士登録

2013年4月 法政大学法科大学院兼任教授  
（～2017年3月退任）

2013年6月 住友化学株式会社社外監査役（現職）

2014年6月 株式会社ユー・エス・エス社外取締役  
（～2018年6月退任）

2015年6月 株式会社ノジマ社外取締役（～2017年6月退任）

2016年6月 三井住友信託銀行株式会社監査役  
（～2019年6月退任）

2019年6月 当社取締役（現職）

### 重要な兼職の状況

住友化学株式会社社外監査役

### 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

### 候補者とした理由

同氏は、福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しています。また2016年6月から3年間三井住友信託銀行株式会社の社外監査役、2019年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、齋藤進一、吉田高志、河本宏子及び麻生光洋の各氏との間で、各氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。各氏が取締役に選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以　上

(ご参考③)

## 独立役員に係る独立性判断基準

1. 以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。

- ① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
- ② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- ③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- ④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- ⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- ⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- ⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
- ⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者



- ⑨ 最近３年間に於いて、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
  - ⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であつて、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であつた者
  - ⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であつた者
  - ⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
  - ⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族又は同居の親族）である者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

|      |                                                                                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取引先  | 当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去３事業年度の平均年間連結総売上高の２％未満であること<br>当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の２％未満であること    |
| 寄付金等 | 受領者が個人の場合：<br>当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間１,０００万円未満であること<br>受領者が法人の場合：<br>当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間１,０００万円又は当該法人の年間総費用の３０％のいずれか大きい金額未満であること |

## 第 9 期（2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで）事業報告

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 【主要な事業内容】

三井住友トラスト・グループ（以下、「当グループ」といいます。）は、銀行持株会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社を有しており、これらが統一されたグループ経営戦略に基づき、中核となる三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）を中心に、多様な事業を行っております。

当社の連結される子会社及び子法人等は62社、持分法適用の関連法人等は34社であります。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

##### 【金融経済環境】

当連結会計年度の経済環境を振り返りますと、12月末までは米中摩擦などを背景に欧州や中国の景気が減速し、国内では製造業部門の生産・輸出の低迷に加えて、10月の消費増税が重なったことから景気の弱さが顕在化しました。1月以降は、新型コロナウイルス感染症が世界へ拡散し、各国が都市封鎖などの経済活動を大幅に減速させる感染拡大防止措置を実施したため、世界経済は急激に悪化しました。国内では訪日外国人数が大幅に減少し、外出自粛によって不要不急の消費が手控えられる動きが広がりました。

金融市場では、12月末まで米中摩擦の動向が市場を揺さぶりました。1月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が意識されるようになり、2月後半になると急速にリスクオフの動きが顕在化し、日経平均株価は20,000円を下回る水準まで急落しました。企業の米ドル需要の高まりから、ドル円レートは3月後半から円安傾向となり、日本の10年国債利回りは一時0%を超える水準まで上昇しました。



## 【事業の成果】

(当連結会計年度の業績)

このような経済・金融環境の下、当連結会計年度の実質業務純益は、投資運用コンサルティング関連の減収を主因に手数料関連利益が減少した一方、法人関連業務に関する非金利収益の増益等により、前年度比67億円増益の2,890億円となりました。

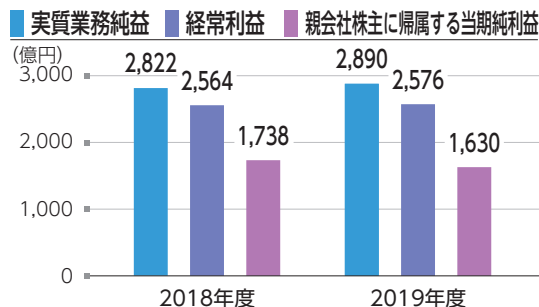
経常利益は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境悪化に備えた特例引当金を計上したことを主因に与信関係費用が増加した一方、政策保有株式削減の推進により株式等関係損益が増益となり、前年度比12億円増益の2,576億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社ののれん減損を特別損失に計上したことに加え、前年度の連結納税導入に伴う税効果影響の解消もあり、前年度比108億円減益の1,630億円となりました。

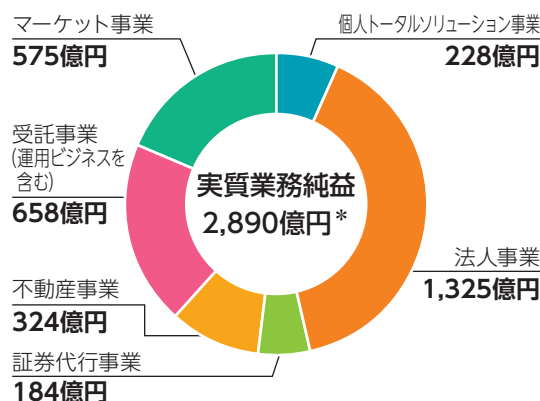
(セグメントの状況)

当連結会計年度における報告セグメントごとの業績は、個人トータルソリューション事業の実質業務純益が前年度比80億円減益の228億円、法人事業が同90億円増益の1,325億円、証券代行事業が同横ばいの184億円、不動産事業が同22億円増益の324億円、受託事業（運用ビジネスを含む）が同28億円増益の658億円、マーケット事業が同271億円増益の575億円となりました。

## 業績の推移



## セグメント別実質業務純益



\* 6事業の実質業務純益合計に加え、報告セグメントに区分されない経営管理本部のコスト等の金額を含む

## 【事業の経過】

当グループは、2017年度から2019年度の3年間を計画期間とする、中期経営計画「The Trust Bankへの進化『第2の創業』」に取り組んでまいりました。

中期経営計画の最終年度にあたる当年度は、グループ一丸となって総仕上げに取り組むとともに、新たな成長領域を確立すべく、以下の取り組みを進めてまいりました。

### (4つの重点施策)

1. 安定成長を支える収益力の強化
2. 将来に向けた成長投資
3. 適切なリスクコントロールの実践
4. 競争力の源泉となる経営インフラの高度化

## 1. 安定成長を支える収益力の強化

当グループは、お客さまから「ベストパートナー」として選ばれる金融グループを目指し、当グループの有する機能やノウハウを融合し、多様化・高度化するお客さまのニーズへの対応力を高める取り組みを進めてまいりました。

個人のお客さまには、人生100年時代の到来を見据え、三井住友信託銀行において、お客さまの財産の管理、日々の暮らしの充実をサポートする「人生100年応援信託<100年パスポート>」や、見守りサポート、デジタル遺産整理のサービスを組み込んだ、社内のビジネスコンテスト発の「おひとりさま信託」の取り扱いを開始しました。また、全国の主要エリアにおいて、住宅ローンの貸出残高の拡大に注力するとともに、人生の一大イベントである不動産取得のタイミングを捉えた、お客さまの資産・負債全体を俯瞰したコンサルティングに努め、保障性保険や積立商品の販売に取り組みしました。

三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社においては、昨年9月、平日の夜間や土日・祝日も営業する「人生100年安心プラザ」を開設し、日中のご来店が難しい、現役世代のお客さまに対する保険のコンサルティング営業を拡充しました。三井住友トラスト不動産株式会社においては、三井住友信託銀行との連携強化により、営業拠点でのお客さまの不動産ニーズの把握に努め、住宅仲介収益を着実に積み上げました。

また、今年1月、世界有数の総合金融サービスグループであるUBSグループと合併で、UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザリー株式会社を立ち上げ、企業オーナーや資産家のお客さまの、複雑且つ幅広いニーズにお応えする体制を抜本的に強化しました。

法人のお客さまには、当グループの有する多様な機能を融合し、コーポレートガバナンスの高度化やIR活動に関するコンサルティング、及び保有不動産、年金制度の見直し等、お客さまの経営課題に応じた幅広いソリューションを提供しました。また、福利厚生の実践のサポートとして、企業にお勤めの従業員の方に対して、ライフステージに応じた長期的な資産形成・資産運用に関するコンサルティングの提供を進めました。これらに加え、当グループの知見を活用した、

環境負荷軽減に資する再生エネルギープロジェクトの成約等に注力し、貸出資産のボリュームを維持しつつ、ポートフォリオ全体の採算性向上に取り組みました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社においては、三井住友信託銀行と連携し、不動産リースに注力するとともに、主に個人のお客さまを対象とするリース商品の開発など多様な金融機能の提供を通じて、リース取引高の伸張に努めました。三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社においては、独自の専門的審査ノウハウを活かし、グループ各社・提携先と連携し、質・量のバランスを重視した貸出運営を進めました。

企業年金・公的年金や金融法人等のお客さまには、マイナス金利政策の常態化等に伴う運用難の中、三井住友信託銀行において、プライベートアセットを中心とするオルタナティブ資産やローンの証券化商品の提供力を強化するとともに、運用に関する事務代行の受託や外国債券の貸借取引の提供等を行い、預り資産残高を伸張させました。また、確定拠出年金業務では、大型の制度移行掛金の獲得等により、業界トップのシェアを維持しました。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、ESG投資の世界的な拡大を捉え、エンゲージメント活動の体制を強化するとともに、証券会社や地域金融機関等の販売チャネルの拡大に注力しました。日興アセットマネジメント株式会社（以下、「日興アセットマネジメント」といいます。）は、競争力ある運用商品の開発とラインアップの拡充を通じ、国内外のお客さまの多様なニーズにお応えしました。

資産管理業務においては、今年7月に予定されている、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と資産管理サービス信託銀行株式会社、両社の中間持株会社であるJTCホールディングス株式会社の3社統合による、株式会社日本カストディ銀行の業務開始に向けた準備を着実に進めました。

## 2. 将来に向けた成長投資

社会におけるデジタル化が急速に進展する中、システム投資計画をグループベースで抜本的に見直し、ビジネス上の戦略分野及びクラウド化をはじめとするデジタル分野へのシステム投資を大幅に拡大しました。具体的には、多機能型のタブレット端末を配置し、ペーパーレス化を実現した「信託型次世代店舗」の1号店として、渋谷支店・渋谷中央支店を移転開設し、お客さまの利便性向上と店舗業務の生産性向上に向けた取り組みを進めました。

また、高齢化の進展に伴う相続件数の増加に対応するため、複雑な相続手続きの迅速化を可能とする相続プラットフォームや、不動産情報の透明性を確保し取引市場の活性化を図る、ブロックチェーン技術を活用した情報デジタル化の実証実験を進めました。これらに加え、定型業務を人に代わって行うRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やAI（人工知能）等のデジタル技術を活用した業務・マーケティングの効率化に取り組みました。

## 3. 適切なリスクコントロールの実践

経済・金融環境が大きく変化する中、信用リスクや市場リスクをはじめとする各種のリスクのマネージに適切に取り組み、規制で求められる水準を充足する資本の蓄積を進めるとともに、

FATF第4次対日相互審査を踏まえた金融犯罪対策への取り組みやリスク管理態勢の強化を進めました。

また、当グループは、財務基盤の更なる強化に取り組んでおり、与信管理について引き続き厳格な運営を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大が債務者に与える影響に鑑み、一部の連結される子会社及び子法人等において、特例引当金を計上しております。加えて、財務リスク軽減を目的とした政策保有株式の残高圧縮への取り組みを計画的に進めた結果、2019年度末の取得原価ベースの国内上場株式残高（当社・連結子会社合計）は、前年度末比321億円減少し、5,668億円となりました。

#### 4. 競争力の源泉となる経営インフラの高度化

上記に加え、これらの取り組みを支える経営インフラを高度化すべく、以下の取り組みを進めました。

##### (1) コーポレートガバナンスの高度化

経営の機動性向上や、グループベースでの監査・監督機能、資産運用ビジネスにおける一層のガバナンス高度化を図る観点から、三井住友信託銀行及び日興アセットマネジメントを監査等委員会設置会社へ移行するとともに、日興アセットマネジメントの当社直接出資子会社化を行いました。

##### (2) フィデュシャリー・デューティーの高度化

お客さま本位の業務運営の高度化を図る観点から、お客さまの声を商品やサービスの品質改善に繋げる運営を継続するとともに、営業拠点において、お客さまへのわかりやすい情報提供を行い、顧客満足度や信頼を高める意識の浸透に取り組みました。また、お客さまとの長期的・安定的な取引を拡充すべく、預かり資産残高を重視した業績評価への転換を進めました。

##### (3) サステナビリティ活動の推進

当グループは、サステナビリティ活動を経営の中核に位置づけ、企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクトに着目し、お客さまのSDGsの目標達成に資する事業活動を支援するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）に積極的に取り組みました。また、昨年6月、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）において承認された「高齢化と金融包摂のための G20 福岡ポリシー・プライオリティ」の8つの優先項目設定に賛同を表明するとともに、同年9月、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱し発効した「責任銀行原則（PRB：Principles for Responsible Banking）」に署名しました。さらに、PIFへの取り組みが評価され、環境省より、「第1回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の融資部門金賞（環境大臣賞）、一般社団法人環境金融研究機構より、「第5回サステナブルファイナンス大賞」の優秀賞を受賞しました。

#### (4) 人材育成・人材活躍の強化

当グループは、個々人の多様性と創造性を経営に活かすダイバーシティ&インクルージョンの概念そのものをミッションとして掲げ、女性のキャリア形成支援や女性管理職の育成・登用等、働きやすい職場の実現や意識改革に積極的に取り組みました。その結果、経済産業省・東京証券取引所より、女性活躍推進に優れた企業として「なでしこ銘柄」として選定されるとともに、Bloomberg社より、男女平等を推進する企業として「2020 Bloomberg Gender-Equality Index」に選定されました。

また、当グループの持続的成長のためには、社員一人ひとりの多様性、健康、やりがいを支える環境づくりが重要であると認識し、シニア人材の定年延長の検討等、人生100年時代に応じた働きやすい環境を整備するとともに、社員の心身両面の健康推進を図るため、がん治療休暇の新設等による就業との両立支援、時差出勤やテレワーク等の勤務形態の多様化を進め、経済産業省より、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人～ホワイト500～」を3年連続で受賞しました。

#### 【対処すべき課題】

当グループは、持続的かつ安定的な成長を実現すべく、2020年度から2022年度までの3年間を計画期間とする、新たな中期経営計画を策定しました。

足許では、新型コロナウイルス感染症の影響がグローバルに拡大し、先行きの見通せない環境の中、多くの人々の生活のみならず、経済活動全体に深刻なダメージが及んでおります。この困難な状況を克服し、日常の平穏を取り戻すために、国全体が一つとなった粘り強い取り組みが求められております。

専業信託銀行グループである当グループは、銀行機能の発揮により資金需要に適切に対応し、個人・法人のお客さまをサポートするとともに、年金、証券代行、不動産、資産運用・資産管理等の重要な社会インフラの担い手として、安定的かつ着実な業務継続を通じて確りと貢献していきたい、という思いを改めて強く抱いております。

当グループは、創業以来、その長い歴史の中で、お客さまとの高度な信頼関係に基づき、時代の要請に応じて様々な社会課題を解決し、我が国の発展のために貢献してまいりました。その役割は、今後も変わることはありません。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした影響からの再生にあたっては、個人のお客さまにおいては、人生100年時代に向けて本当に備えておくべきことは何か、また、法人のお客さまにおいては、様々なリスクに備えつつ自らの持続的かつ安定的な成長を果たすためには何をすべきか、といった課題に、改めて真剣に向き合うこととなります。

当グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」ことを自らの存在意義（パーパス）と定義し、大きな社会構造の変化の中で、お客さまが抱える課題の解決を積極的にサポートするとともに、これを成長機会と認識し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えてまいります。これにより、専業信託銀行グループとして、サステナブルな社会の発展に貢献すると同時に、自らの成長の持続を図る所存です。



具体的には、以下の3つの基本方針を設定し、重点施策を実行してまいります。

## 1. 事業ポートフォリオの強化（持続的かつ安定的な成長への基盤強化）

### (1) ビジネス基盤の強化

既存のお客さまに対して、長期的かつ包括的な信頼関係をベースに、新たな商品・サービスやトータルソリューションの提供機会を拡充してまいります。

併せて、個人や法人を問わず、資産運用及び資産管理等における当グループが強みを有する領域を中心に、新たなお客さまを増やし、預り資産残高の積み上げを推進してまいります。

### (2) 新たな成長領域の確立

今後の社会構造の変化に伴い生じる課題や、足許で顕在化しつつあるお客さまのニーズを踏まえ、その解決に向けて、当社が有する機能やサービスを組み合わせたビジネスを展開することにより、新たな成長を目指してまいります。

当グループが伝統的に強みとしてきた、お客さまのニーズに沿った商品やサービスの開発にかかる創造力を活かすべく、当グループの中核をなす三井住友信託銀行で組織を再編いたします。具体的には、資産形成層やイノベーション企業等のお客さまの将来のために、従来以上の十分な質・量のサービスを提供するべく、人材などの経営資源を重点的に投入し、成長領域の確立に努めてまいります。

### (3) 経営資源活用の最適化・高度化

当グループの経営体質の強化・効率化の推進に向け、集中すべき分野に対する経営資源の最適配分を進めてまいります。

デジタル技術の進化を適切に取り込むことを含め、グループ内の経営資源を柔軟に組み合わせ、最適配分と最大活用を両立する強靱な経営体質の構築を目指してまいります。

## 2. 資本戦略（バランスシート、資本の効率的な活用）

銀行の規制上求められる資本の十分性を維持したうえで、資本を活用した戦略的な投資の積極化、政策保有株式やリスクアセットのコントロール等、従来以上に能動的な資本戦略を進め、健全性と資本効率を両立する資本政策を推進してまいります。特に、リスクアセットのコントロールについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、個人や法人のお客さまに対する円滑な資金供給サポートに加え、貸出資産の流動化の推進及び外貨調達構造の多様化を進め、貸出資産全体の収益性改善を継続的に進めてまいります。

## 3. 業務品質の高度化（ビジネスの創出・強化を支える経営インフラ整備）

専業信託銀行グループとして、フィデューシャリー・デューティの徹底を図り、「お客さま本位」「お客さま満足」の取り組みを差別化の源泉として強化すべく、機能ごとに分化している複数の組織を一体化し、サービスの品質を高めるとともに、営業現場への意識浸透の徹底に努めてまいります。

また、事業環境の変化、新たな規制対応、グループ戦略の重要性の高まりなどを踏まえ、財務・人事・リスク管理等の分野でグループベースでの経営管理の高度化を進めてまいります。具

体的には、足許の急激な環境変化等に伴う経済・金融の不透明さが深まる中で、引き続き各種リスクの適切なマネージ、及び金融犯罪対策等コンプライアンス態勢の整備に継続して取り組むとともに、ビジネスモデルの変革を支えるガバナンス体制の高度化や人材育成の更なる強化も進めてまいります。

足許、様々なリスクと成長機会が混在し、経営環境の変化には細心の注意を払いながら業務運営を進める必要がありますが、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」という、中期経営計画で目指す方向は普遍的なものと考えております。

社会における価値観の多様化や、不確実性の増大が進む現下の状況においてこそ、当グループが、安心かつ安全な社会を実現する信託制度の担い手として本領を発揮する機会であり、最も信頼されるお客さまの「ベストパートナー」として、持続的かつ安定的な成長の実現を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ＜参考＞財務目標

当グループは、本中期経営計画期間を、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹とし、サステナブルな社会の発展と当グループの持続的かつ安定的な成長に向けた、基盤を確かなものとする3年間と位置付け、中期的な財務目標として、以下を設定いたします。

|                 | 2019年度<br>(実績) | 2020年度<br>(予想) | 2022年度<br>(目標) | 中長期ターゲット       |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 実質業務純益          | 2,890億円        | 2,500億円        | 2,900億円        | －              |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,630億円        | 1,400億円        | 1,900億円        | －              |
| 経費率（OHR）        | 61.1%          | 60%台半ば         | 60%台前半         | 50%台後半         |
| 普通株式等Tier1比率※   | 9.7%           | 9%台後半          | 10%台半ば         | 安定的に<br>10%台維持 |
| 自己資本ROE         | 6.25%          | 5%台半ば          | 7%程度           | 9%程度           |
| 手数料収益比率         | 54.6%          | 50%台半ば         | 50%台後半         | 安定的に<br>60%以上  |

※バーゼルⅢ最終化ベース（2019年度は試算値）

### 用語集

#### 実質業務純益

経常利益から、与信関係費用や株式等関係損益などの臨時的な要因の影響を控除したもので、実質的な銀行（及びグループ）の本業の収益を表すものです。

#### 経費率（OHR）

利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、実質業務粗利益に対する総経費の比率のことです。この比率が低いほど、経費を効率的に使って粗利益を稼いでいることを示します。実質業務粗利益とは、実質業務純益に総経費を足し戻した計数です。

#### 普通株式等Tier1比率

資本の十分性を示す規制指標であり、資本金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の中でも中核的な資本に対するリスクの割合を表すものです。この比率が高いほど、リスクに対する備えが厚いことを示します。

#### 自己資本ROE

利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、自己資本に対する当期純利益の比率のことです。この比率が高いほど、自己資本を効率的に使って純利益を稼いでいることを示します。

#### 手数料収益比率

当グループが注力する手数料ビジネスからの収益量を示す指標であり、実質業務粗利益に対する各種手数料収益（受託財産に係る信託報酬や不動産仲介手数料、投資信託の販売手数料等）の比率のことです。



## TOPICS① 持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み

SDGsとは、2015年9月の国連総会で世界のすべての国と地域が2030年までに達成することを合意した環境、社会、経済に関連する17の目標です。当グループは、2003年から本格的にサステナビリティ課題に取り組んできました。その経験を踏まえ、お客さまの抱えるESGやSDGs課題に対して、信託銀行グループが持つさまざまな機能を活用しながらトータルソリューションをご提供しています。



## ■ ポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) の取り組み



授賞式では小泉環境大臣より表彰



PIFとは、企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析・評価し、その活動の継続的な支援を目的として融資を実行するものです。企業によるSDGs達成への貢献度合いを評価指標（KPI）とし、融資実行後もKPIをモニタリングして共に達成を目指していくことが最大の特徴です。三井住友信託銀行は、2019年3月に世界で初めてPIFを実現したことが評価され、2020年2月環境省が主催する「第1回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の融資部門において金賞（環境大臣賞）を受賞しました。

## ■ 責任銀行原則への署名

当社は、国連環境計画・金融イニシアティブが提唱し2019年9月に発効した「責任銀行原則」(PRB)の発足署名機関です。

信託銀行グループの高度な専門性を生かしながら、お客さまの新たなビジネスモデルの創造をサポートし、SDGsやパリ協定で示された社会課題の解決に向け全力を尽くします。

*Founding Signatory of:*



PRINCIPLES FOR  
RESPONSIBLE  
BANKING

## ■ コミュニティへの価値提供

企業が価値を創造する最終的な目的は、健全で持続可能な社会の構築への貢献です。

三井住友信託銀行では、地域への価値提供に資する活動をSDGs目標として置き、2019年度には全国134の支店が自ら策定した「私たちのSDGs宣言」をブログで公表し、実践しています。



## TOPICS②

# 新型コロナウイルス感染症に対する当グループの取り組み

当グループは、新型コロナウイルス感染症に対して、「社員及び家族の健康と安全確保」、「社会インフラとしての業務継続維持」、「社会への感染拡大防止」を基本スタンスとして対応しております。

### 社員及び家族の健康と安全確保

- ✓ テレワーク、社員を複数班に分け輪番で出社するスプリット制、時差出勤を積極的に活用
- ✓ 妊婦や基礎疾患のある社員は、原則的に在宅勤務か自宅待機
- ✓ 社員向け相談窓口の設置

### 社会インフラとしての業務継続維持

- ✓ 出社抑制、職場内の「3密」(密閉・密集・密接)回避、業務スペース分散等の感染防止策を行いつつ、銀行・信託の両面でフルラインの業務維持

#### 銀行ビジネス

- ✓ **ご融資、資金決済業務を最優先して対応**
  - ・ 個人、法人のお客さまからの新規お借入、返済条件変更等のご相談に柔軟に対応
  - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた法人のお客様向けに、通常のお借入よりも金利水準を優遇したご融資枠を総額1,000億円設定

#### 信託関連ビジネス

- ✓ **経済や国民生活の基盤を担う業務**
  - ・ (年金) 確実な年金給付のための事務、管理、報告業務
  - ・ (証券代行) 株主総会の準備・運営支援、株式配当金支払業務
  - ・ (資産運用・管理) お客様資産の運用及び株式売買等の資金決済業務(10兆円超/日)
  - ・ (不動産) 売買仲介、不動産証券化及びJ-REITの経理・決済業務(市場規模20兆円超)

### 社会への感染拡大防止

- ✓ ご来店頂くことなくお取引を行えるよう、Web・郵送で完結できる商品・サービスの拡充
- ✓ テレビ会議などを活用した各種ご案内・ご相談の実施
- ✓ ご相談窓口における飛沫感染防止用のアクリル板設置、ご面談時の換気の徹底

### コミュニティへの貢献

- ✓ 日本赤十字社の新型コロナウイルス感染症に対する医療活動及び感染防止活動等への支援として同社に100百万円を寄付、複数の医療機関向けに医療用マスク合計約10万枚を寄贈
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン・治療薬の開発を行っている大学への支援を目的として「新型コロナ ワクチン・治療薬開発寄付口座」を開設。趣旨に賛同して下さるお客さまを募るとともに、当グループも1大学あたり10百万円を寄付

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                     | 2016年度        | 2017年度        | 2018年度        | 2019年度        |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 経 常 収 益             | 12,612        | 13,509        | 14,679        | 15,354        |
| 経 常 利 益             | 1,963         | 2,326         | 2,564         | 2,576         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | 1,214         | 1,539         | 1,738         | 1,630         |
| 包 括 利 益             | 1,553         | 2,316         | 939           | △239          |
| 純 資 産 額             | 27,916        | 28,723        | 27,303        | 25,909        |
| 総 資 産               | 654,537       | 683,567       | 570,291       | 565,005       |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>317 24 | 円 銭<br>403 91 | 円 銭<br>458 91 | 円 銭<br>434 31 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                     | 2016年度        | 2017年度        | 2018年度         | 2019年度        |
|---------------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 営 業 収 益             | 582           | 573           | 1,231          | 975           |
| 受 取 配 当 額           | 547           | 555           | 1,218          | 958           |
| 銀行業を営む子会社           | 546           | 554           | 1,217          | 935           |
| そ の 他 の 子 会 社       | 0             | 0             | 0              | 23            |
| 当 期 純 利 益           | 百万円<br>50,376 | 百万円<br>49,333 | 百万円<br>127,717 | 百万円<br>93,858 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>131 59 | 円 銭<br>129 40 | 円 銭<br>337 06  | 円 銭<br>250 04 |
| 総 資 産               | 19,681        | 20,765        | 22,034         | 22,247        |
| 銀行業を営む子会社株式等        | 15,220        | 14,860        | 13,965         | 12,930        |
| その他の子会社株式等          | 86            | 82            | 510            | 1,053         |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

|          | 個人ＴＳ事業 | 法人事業   | 証券代行事業 | 不動産事業  | 受託事業<br>(運用含む) | マーケット事業 | その他    |
|----------|--------|--------|--------|--------|----------------|---------|--------|
| 当年度末使用人数 | 5,766人 | 3,562人 | 590人   | 1,515人 | 2,665人         | 293人    | 3,295人 |
| 前年度末使用人数 | 5,810人 | 3,441人 | 574人   | 1,466人 | 2,604人         | 282人    | 3,715人 |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員を含んでおりません。  
2. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。  
3. 個人ＴＳ事業とは、個人トータルソリューション事業（個人のお客さまに対するサービス業務）を指します。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 三井住友信託銀行株式会社

##### ・主要な営業所及び営業所数

国内：本店営業部（東京都）、大阪本店営業部、横浜駅西口支店、神戸支店、名古屋営業部、千葉支店、浦和支店、ほか計150店  
（前年度末 148店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、香港支店、上海支店  
（前年度末 5店）

- (注) 1. 営業所数には、出張所を含んでおります。  
2. 上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を5カ所（前年度末4カ所）設置しております。

#### ロ 主要な子会社及び子法人等

| 事業              | 主要な会社名                    | 主要な営業所           |
|-----------------|---------------------------|------------------|
| 個人トータルソリューション事業 | 三井住友トラスト保証株式会社            | 本社（東京都）<br>大阪支店  |
|                 | 三井住友トラストクラブ株式会社           | 本社（東京都）<br>沖縄営業所 |
| 法人事業            | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 | 本社（東京都）<br>大阪支店  |
|                 | 三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社   | 本店（東京都）<br>大阪支店  |
| 不動産事業           | 三井住友トラスト不動産株式会社           | 本社（東京都）          |
| 受託事業<br>(運用含む)  | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社   | 本社（東京都）          |
|                 | 日興アセットマネジメント株式会社          | 本社（東京都）          |

## ハ 三井住友信託銀行株式会社を所属銀行とする銀行代理業者

| 事業  | 名称             | 主たる営業所の所在地 | 銀行代理業以外の主要業務 |
|-----|----------------|------------|--------------|
| その他 | 住信ＳＢＩネット銀行株式会社 | 東京都港区      | 銀行業務         |

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| 会 社 名              | 金 額    |
|--------------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社       | 32,706 |
| 三井住友トラスト総合サービス株式会社 | 6,914  |
| そ の 他              | 8,683  |
| 合 計                | 48,304 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 投資額は、無形固定資産に係る投資額を含めて記載しております。  
3. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。  
4. 資産をセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。

### ロ 重要な設備の新設等 (新設・改修等)

(単位：百万円)

| 会 社 名              | 内 容        | 金 額    |
|--------------------|------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社       | ソフトウェアへの投資 | 25,277 |
| 三井住友トラスト総合サービス株式会社 | 新橋三泉ビルの取得  | 6,571  |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 資産をセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの重要な設備の新設・改修等の金額を記載しております。

### (処分・除却等)

| 会 社 名        | 内 容             |
|--------------|-----------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 深沢住宅（多摩川寮含む）の売却 |
|              | 荻窪住宅の売却         |

- (注) 資産をセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの重要な設備の処分・除却等の内容を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

| 会 社 名                                                                          | 所 在 地                           | 主要業務内容                          | 設立<br>年月日      | 資本金<br>(百万円)                  | 当社が有する<br>子会社等の議<br>決権比率(%) | その他 |
|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------|-------------------------------|-----------------------------|-----|
| 三井住友信託銀行株式会社                                                                   | 東京都千代田区                         | 信託業務<br>銀行業務                    | 1925年<br>7月28日 | 342,037                       | 100.00                      | —   |
| 三井住友トラスト・<br>アセットマネジメント<br>株式会社                                                | 東京都港区                           | 投資運用業務<br>投資助言・代理業務             | 1986年<br>11月1日 | 2,000                         | 100.00                      | —   |
| 日興アセットマネジメント<br>株式会社                                                           | 東京都港区                           | 投資運用業務<br>投資助言・代理業務             | 1959年<br>12月1日 | 17,363                        | 91.97                       | —   |
| 三井住友トラスト・<br>ローン&ファイナンス<br>株式会社                                                | 東京都港区                           | 金銭の貸付業務                         | 1992年<br>1月22日 | 6,000                         | 100.00<br>(100.00)          | —   |
| 三井住友トラスト保証<br>株式会社                                                             | 東京都港区                           | 信用保証業務                          | 1978年<br>7月10日 | 301                           | 100.00<br>(100.00)          | —   |
| 三井住友トラスト不動産<br>株式会社                                                            | 東京都千代田区                         | 不動産仲介業務                         | 1986年<br>1月24日 | 300                           | 100.00<br>(100.00)          | —   |
| 三井住友トラストクラブ<br>株式会社                                                            | 東京都中央区                          | クレジットカード業務                      | 1977年<br>4月2日  | 100                           | 100.00<br>(100.00)          | —   |
| 三井住友トラスト・カード<br>株式会社                                                           | 東京都港区                           | クレジットカード業務                      | 1983年<br>6月24日 | 100                           | 100.00<br>(100.00)          | —   |
| 三井住友トラスト・<br>パナソニックファイナンス<br>株式会社                                              | 東京都港区                           | 総合リース業務<br>割賦販売業務<br>クレジットカード業務 | 1967年<br>2月27日 | 25,584                        | 84.89<br>(84.89)            | —   |
| 泰国三井住友信託銀行<br>[Sumitomo Mitsui Trust<br>Bank (Thai) Public<br>Company Limited] | タイ王国バンコク都                       | 銀行業務                            | 2014年<br>7月7日  | 66,600<br>[20,000百万<br>タイバーツ] | 100.00<br>(100.00)          | —   |
| 米国三井住友信託銀行<br>[Sumitomo Mitsui Trust<br>Bank (U.S.A.) Limited]                 | アメリカ合衆国<br>ニュージャージー州<br>ホーボーケン市 | 銀行業務<br>信託業務                    | 2002年<br>5月20日 | 6,086<br>[5,600万<br>米ドル]      | 100.00<br>(100.00)          | —   |
| JTCホールディングス<br>株式会社                                                            | 東京都中央区                          | 銀行持株会社                          | 2018年<br>10月1日 | 500                           | 33.33                       | —   |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社                                                       | 東京都中央区                          | 銀行業務<br>信託業務                    | 2000年<br>6月20日 | 51,000                        | —<br>(—)<br>[100.00]        | —   |
| 資産管理サービス信託銀行<br>株式会社                                                           | 東京都中央区                          | 銀行業務<br>信託業務                    | 2001年<br>1月22日 | 50,000                        | —<br>(—)<br>[100.00]        | —   |



| 会 社 名                                                        | 所 在 地                        | 主要業務内容 | 設立<br>年月日       | 資本金<br>(百万円)               | 当社が有する<br>子会社等の議<br>決権比率(%) | その他 |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------|--------|-----------------|----------------------------|-----------------------------|-----|
| 住信ＳＢＩネット銀行<br>株式会社                                           | 東京都港区                        | 銀行業務   | 1986年<br>6月3日   | 31,000                     | 50.00<br>(50.00)            | —   |
| カーディフ生命保険<br>株式会社                                            | 東京都渋谷区                       | 生命保険業務 | 2017年<br>7月3日   | 20,600                     | 20.00<br>(20.00)            | —   |
| 紫金信託有限責任公司                                                   | 中華人民共和国<br>江蘇省南京市            | 信託業務   | 1992年<br>9月25日  | 37,481<br>[2,453百万<br>中国元] | 19.99<br>(19.99)            | —   |
| ミッドウエストレイルカー<br>コーポレーション<br>[Midwest Railcar<br>Corporation] | アメリカ合衆国<br>イリノイ州<br>エドワーズビル市 | リース業務  | 1998年<br>12月31日 | 51<br>[47万<br>米ドル]         | —<br>(—)<br>[100.00]        | —   |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 外国通貨建の資本金については、当社決算日の為替相場による円換算額を記載しております。  
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
4. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、子会社及び子法人等による間接所有の割合（内書き）、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）として表示しております。  
5. 子会社の重要な業務提携の概況は以下のとおりです。

[三井住友信託銀行株式会社]

- 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATM等の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、並びに、ゆうちょ定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。
- 株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等においてATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- 株式会社セブン銀行と共同ATMに関する業務提携契約を締結し、ATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- 株式会社イオン銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- 株式会社きらぼし銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- 2020年3月末日現在、132の金融機関、事業会社及び一般財団法人と信託代理店\*契約を締結し、お客さまに対して信託サービスを行っております。

※信託代理店は、信託業法に基づく信託契約代理店及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づく信託業務（併営業務）に係る代理店を総称したものです。

## (7) 主要な借入先

該当ありません。

#### (8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

グループの資産運用ビジネスの一層の推進を目指すとともに、グループ内における効率的かつ適切な利益相反管理等のガバナンスの高度化を図ることを目的に、三井住友信託銀行株式会社の子会社「日興アセットマネジメント株式会社」を当社の直接出資子会社といたしました。

## 2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況

#### イ 取締役

(年度末現在)

| 氏 名     | 地 位              | 担 当                          | 重 要 な 兼 職                                                     | その他          |
|---------|------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------|
| 大久保 哲 夫 | 取 締 役            | 指名委員、報酬委員                    | 三井住友信託銀行株式会社取締役                                               |              |
| 荒 海 次 郎 | 取 締 役            |                              | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員                                         |              |
| 西 田 豊   | 取 締 役            | リスク委員、利益相反管理委員               | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員                                         |              |
| 橋 本 勝   | 取 締 役            | 指名委員、報酬委員                    | 三井住友信託銀行株式会社取締役社長                                             |              |
| 北 村 邦太郎 | 取 締 役            |                              | 三井住友信託銀行株式会社取締役会長<br>富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役<br>アサガミ株式会社社外取締役 |              |
| 常 陰 均   | 取 締 役            |                              | 三井住友信託銀行株式会社取締役会長<br>南海電気鉄道株式会社社外取締役                          |              |
| 首 藤 邦 之 | 取 締 役            | 監査委員                         |                                                               |              |
| 田 中 浩 二 | 取 締 役            | 監査委員                         |                                                               |              |
| 鈴 木 武   | 取 締 役<br>(社外取締役) | 指名委員、報酬委員、<br>リスク委員、利益相反管理委員 |                                                               | (注)4.<br>を参照 |
| 荒 木 幹 夫 | 取 締 役<br>(社外取締役) | 指名委員、報酬委員、<br>リスク委員(委員長)     | 株式会社日本経済研究所取締役会長、日本貨物鉄道株式会社社外監査役                              |              |
| 松 下 功 夫 | 取 締 役<br>(社外取締役) | 取締役会議長<br>指名委員(委員長)、<br>報酬委員 | 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役                                      |              |
| 齋 藤 進 一 | 取 締 役<br>(社外取締役) | 指名委員、監査委員(委員長)               |                                                               | (注)5.<br>を参照 |
| 吉 田 高 志 | 取 締 役<br>(社外取締役) | 監査委員                         | 公認会計士、日本精蠟株式会社社外監査役、株式会社コスモスイニシア社外取締役                         | (注)6.<br>を参照 |
| 河 本 宏 子 | 取 締 役<br>(社外取締役) | 指名委員<br>報酬委員(委員長)            | 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長、株式会社ルネサンス社外取締役                           | (注)7.<br>を参照 |
| 麻 生 光 洋 | 取 締 役<br>(社外取締役) | 監査委員                         | 弁護士、住友化学株式会社社外監査役                                             |              |

(注) 指名委員：指名委員会委員、報酬委員：報酬委員会委員、監査委員：監査委員会委員、リスク委員：リスク委員会委員、利益相反管理委員：利益相反管理委員会委員

1. 鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、齋藤進一、吉田高志、河本宏子及び麻生光洋の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、齋藤進一、吉田高志、河本宏子及び麻生光洋の7氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、それぞれ各取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査の実効性を確保するため、非執行の取締役である首藤邦之、田中浩二の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
4. 2020年4月1日付で鈴木武氏は、国立大学法人東海国立大学機構非常勤理事に就任しております。
5. 齋藤進一氏は、総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 吉田高志氏は、公認会計士として、長年大手監査法人に所属しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 2020年4月1日付で河本宏子氏は、株式会社ANA総合研究所取締役会長に就任しております。

## □ 執行役

(年度末現在)

| 氏 名     | 地 位                  | 担 当                                              | 重要な兼職                 | その他        |
|---------|----------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| 大久保 哲 夫 | 執 行 役 社 長<br>(代表執行役) |                                                  | 三井住友信託銀行株式会社取締役       |            |
| 荒 海 次 郎 | 執 行 役 専 務<br>(代表執行役) | 運用企画部、総務部、<br>取締役会室                              | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 |            |
| 西 田 豊   | 執 行 役 専 務<br>(代表執行役) | リスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部、フィデューシャリー・デューティー推進部、受託監理部 | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 | (注)<br>を参照 |
| 海 原 淳   | 執 行 役 専 務            | 業務部                                              | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 |            |
| 佐 藤 仁   | 執 行 役 常 務            | 財務企画部、I R 部                                      | 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員    |            |
| 井 谷 太   | 執 行 役 常 務            | 人事部                                              | 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員    |            |
| 大 山 一 也 | 執 行 役 常 務            | 経営企画部、取締役会室                                      | 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 |            |
| 橋 本 勝   | 執 行 役                |                                                  | 三井住友信託銀行株式会社取締役社長     |            |
| 朝 日 清 満 | 執 行 役                | 内部監査部                                            |                       | (注)<br>を参照 |
| 上 田 純 也 | 執 行 役                | 業務管理部                                            | 三井住友信託銀行株式会社執行役員      | (注)<br>を参照 |

(注) 2020年3月31日付で朝日清満氏は執行役を辞任しております。また、2020年4月1日付で上田純也氏が執行役常務に、池村重徳氏が執行役に、それぞれ就任しております。なお、2020年4月1日付でフィデューシャリー・デューティー推進部は、FD・CS企画推進部に改組しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ 支給人数・報酬等

(単位：百万円)

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |      |      |      |
|-------|---------|-------|------|------|------|
|       |         |       | 月例報酬 | 役員賞与 | 株式報酬 |
| 取 締 役 | 14名     | 254   | 239  | 6    | 8    |
| 執 行 役 | 10名     | 269   | 203  | 35   | 30   |
| 計     | 24名     | 523   | 443  | 42   | 38   |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。  
 2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。  
 3. 取締役及び執行役の支給人数には、年度内に退任した者が、それぞれ3名及び1名含まれております。  
 4. 役員賞与及び株式報酬につきましては、現時点で金額が確定しておりませんので、引当金額を記載しております。

### ロ 役員報酬の決定に関する方針

#### ■■■本方針の概要■■■

当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下の通りです。

- 当社の取締役（社外取締役及び監査委員である社内取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを旨とする。
- 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とすべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- 当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- 報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、並びに任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

#### ■■■報酬体系■■■

原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬の組み合わせで支給を行っております。なお、役員賞与につきましては、会社業績連動賞与と個人業績連動賞与の二本立てとしていた仕組みを業績連動賞与に一本化しております。また、株式報酬につきましては、従来の株式報酬型ストック・オプションに代えて、当事業年度より株式交付信託制度を導入しております。

| 報酬の種類  |                                                                                                               | 変動<br>固定 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ■月例報酬  |                                                                                                               |          |
| 固定報酬   | 役位ごと固定額の報酬                                                                                                    | 固定       |
| 個人業績報酬 | 役員個人ごとの前年度評価をベースにしつつも、中長期的な業績貢献や活動内容並びに能力等の定性評価も反映する報酬                                                        | 変動       |
| ■役員賞与  |                                                                                                               |          |
| 業績連動賞与 | 連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与(注)                                           | 変動       |
| ■株式報酬  |                                                                                                               |          |
| 株式交付信託 | 信託制度を利用した株式報酬。連結実質業務純益等以外に、連結株主資本 ROE や連結 CET1 比率等を中期業績連動指標として、毎年度ポイントを付与、退任時に株式として交付。マルス条項(株式交付前の減額・没収)あり(注) | 変動       |

(注) 業績連動の指標の詳細に関しては 53 頁「業績連動報酬に係る指標 (KPI)」をご参照。

- ・ 執行役社長につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次の通り設定しており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議する建付けとしております。
- 月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与、株式報酬（株式交付信託）の構成割合については、概ね下記図表の通り。
- 月例報酬のうち個人業績報酬は、標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
- 役員賞与（業績連動賞与）は、連結実質業務純益及び連結当期純利益を指標として、会社業績等を反映して都度決定する。

|                                                            |                 |                    |            |            |      |
|------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------|------------|------|
| <div> <div>固定報酬（40%程度）</div> <div>変動報酬（60%程度）</div> </div> |                 |                    |            |            |      |
| 社長                                                         | 月例報酬のうち<br>固定報酬 | 月例報酬のうち<br>役割・業績報酬 | 業績<br>連動賞与 | 株式<br>交付信託 | 合計   |
|                                                            | 40%             | 30%                | 15%        | 15%        | 100% |

- ・当社の業務執行を担う役員（執行役社長を除く）につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次の通り設定しており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議（取締役・執行役）あるいは報告（執行役員）する建付けとしております。
- 月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与、株式報酬（株式交付信託）の構成割合については、概ね下記図表の通り。
- 月例報酬のうち個人業績報酬は、標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
- 役員賞与（業績連動賞与）は、連結実質業務純益及び連結当期純利益を指標として、総額を決定し、個人ごとの業績に応じて配分する。
- 三井住友信託銀行または三井住友トラスト・アセットマネジメントを兼務する役員に関しては、一定の兼任比率により報酬額を分割して支給する。

| 固定報酬（45%程度） |                 | 変動報酬（55%程度）        |            |            |      |
|-------------|-----------------|--------------------|------------|------------|------|
| 社長<br>以外    | 月例報酬のうち<br>固定報酬 | 月例報酬のうち<br>役割・業績報酬 | 業績<br>連動賞与 | 株式<br>交付信託 | 合計   |
|             | 45%             | 30%                | 15%        | 10%        | 100% |

#### ■■役員個人に対する業績評価の仕組み■■

当社における役員個人に対する業績評価の仕組みは以下のとおりです。

- ・個人業績評価に関しては、当社執行役社長のほか、関係する役員により構成される業績評価会議において、報酬委員会に提示する役員個人の報酬額案を審議・決定している。
- ・対象者は、報酬委員会の決議対象となる当社の取締役・執行役のみならず、報告対象となる当社執行役員や主要な子会社の役員を含み、月例報酬にかかる個人業績報酬、及び役員賞与にかかる個人ごとの業績を評価対象の報酬項目としている。
- ・個人業績報酬案に関しては、まず当グループの業績達成度を勘案したうえで、役員個人ごとに、役割負担の大きさや人材育成面での貢献等の実績に加え、中長期的な業績貢献や能力の高さ等も考慮のうえ決定している。
- ・役員賞与にかかる業績の評価は、役員個人ごとの業績達成度、役割負担の大きさ、活動状況等を考慮し、評価を行っている。



## ■■業績連動報酬に係る指標（KPI）■■

- ・役員賞与（業績連動賞与）及び株式報酬に関しては、以下の各項目を指標（KPI）として達成率を算出し、基準額に掛け合わせることで総額を決定する仕組みを導入しております。

| 業績連動報酬の種類 | 業績連動報酬に係る指標 (KPI)                | 短期/中期                                | KPI選定理由                                                         | 算定方法                                                                | 最終決定方法                            | 支給方法                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■役員賞与     |                                  |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
| 業績連動賞与    | ①連結実質業務純益                        | 短期業績連動                               | 当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と連結当期純利益が適切と判断したこと              | ①②それぞれの達成率につき2：1のウェイトで加重平均して算定                                      | 特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定 | 翌事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給                                                                                                                                                                                                     |
|           | ②親会社株主に帰属する連結当期純利益               |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
| ■株式報酬     |                                  |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
| 株式交付信託    | ①連結実質業務純益                        | 短期業績連動                               | 当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と連結当期純利益が適切と判断したこと              | ①②それぞれの達成率につき2：1のウェイトで加重平均して算定                                      | 特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定 | <div>●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託</div> <div>↓</div> <div>●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得</div> <div>↓</div> <div>●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した毎年度業績達成率および役位に応じてポイントを付与、退任後に累積したポイントに応じて株式報酬として支給</div> |
|           | ②親会社株主に帰属する連結当期純利益               |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
|           | ③連結株主資本ROE                       | 中期業績連動                               | (1)当社の中期経営計画上の重要な財務指標及び非財務項目で経営戦略上の重要なテーマをKPIとすることが適切であると判断したこと | 上記①および②により算出した達成率に、③④および⑤の達成状況や進捗状況、並びに⑥および⑦の活動状況等を定性評価し、最終的な達成率を算定 |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
|           | ④連結CET1比率（普通株式等Tier1比率）          |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
|           | ⑤連結OHR（経費率）                      |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
|           | ⑥ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等           |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
|           | ⑦フィデューシャリー・デューティーやお客様満足（CS）の活動状況 |                                      |                                                                 |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |
|           |                                  | (2)執行役員を含むすべての役員の経営へのコミットメントを明確にするため | 達成率は上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとする                       |                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                               |

**■■■非執行の役員報酬体系等■■■**

## ・監査委員を務める社内取締役の報酬

固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

## ・社外取締役の報酬

固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

(3) 責任限定契約

| 氏 名                                                                               | 責任限定契約の内容の概要                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (社外取締役)<br>鈴木 武<br>荒 木 幹 夫<br>松 下 功 夫<br>齋 藤 進 一<br>吉 田 高 志<br>河 本 宏 子<br>麻 生 光 洋 | 当社は左記社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の規定する最低責任限度額であります。 |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 兼職その他の状況                              |
|---------|---------------------------------------|
| 鈴木 武    |                                       |
| 荒 木 幹 夫 | 株式会社日本経済研究所取締役会長、日本貨物鉄道株式会社社外監査役      |
| 松 下 功 夫 | 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役              |
| 齋 藤 進 一 |                                       |
| 吉 田 高 志 | 公認会計士、日本精蠟株式会社社外監査役、株式会社コスモスイニシア社外取締役 |
| 河 本 宏 子 | 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長、株式会社ルネサンス社外取締役   |
| 麻 生 光 洋 | 弁護士、住友化学株式会社社外監査役                     |

- (注) 1. 社外取締役が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 2020年4月1日付で鈴木武氏が国立大学法人東海国立大学機構非常勤理事に、河本宏子氏が株式会社ANA総合研究所取締役会長にそれぞれ就任しております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名   | 在任期間  | 取締役会及び監査委員会への出席状況                                                | 取締役会及び監査委員会における発言その他の活動状況                |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 鈴木 武  | 4年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席しております。                                  | 主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。               |
| 荒木 幹夫 | 4年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席しております。                                  | 主に経験豊富な経済及び金融に係る視点から発言を行っております。          |
| 松下 功夫 | 2年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席しております。                                  | 主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。               |
| 齋藤 進一 | 6年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された17回全ての監査委員会に出席しております。    | 主に経験豊富な経営者の視点、財務及び会計の専門家の視点から発言を行っております。 |
| 吉田 高志 | 3年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された17回全ての監査委員会に出席しております。    | 主に経験豊富な財務及び会計の専門家の視点から発言を行っております。        |
| 河本 宏子 | 2年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回の取締役会のうち15回の取締役会に出席しております。                         | 主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。               |
| 麻生 光洋 | 9ヶ月   | 取締役就任後に開催された12回全ての取締役会に出席し、また、監査委員就任後に開催された13回全ての監査委員会に出席しております。 | 主に経験豊富な法律の専門家の視点から発言を行っております。            |

- (注) 1. 在任期間は、1ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。  
2. 社外役員は、定期的に代表執行役との意見交換会に出席して意見を述べております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 当社からの報酬等 | 当社の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 8名   | 114      | —             |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 支給人数及び報酬等の額につきましては、2019年6月27日に退任された社外役員についても含めております。

## (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

##### (1) 株式数

発行可能株式総数  
(内訳)

890,000,000株

| 種類          | 発行可能株式総数 (株)     | 種類          | 発行可能株式総数 (株)     |
|-------------|------------------|-------------|------------------|
| 普通株式        | 850,000,000株     | 第3回第十二種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 |
| 第1回第八種優先株式  | 10,000,000株 (注)1 | 第4回第十二種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 |
| 第2回第八種優先株式  | 10,000,000株 (注)1 | 第1回第十三種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第3回第八種優先株式  | 10,000,000株 (注)1 | 第2回第十三種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第4回第八種優先株式  | 10,000,000株 (注)1 | 第3回第十三種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第1回第九種優先株式  | 10,000,000株 (注)2 | 第4回第十三種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第2回第九種優先株式  | 10,000,000株 (注)2 | 第1回第十四種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第3回第九種優先株式  | 10,000,000株 (注)2 | 第2回第十四種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第4回第九種優先株式  | 10,000,000株 (注)2 | 第3回第十四種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第1回第十種優先株式  | 20,000,000株 (注)3 | 第4回第十四種優先株式 | 10,000,000株 (注)2 |
| 第2回第十種優先株式  | 20,000,000株 (注)3 | 第1回第十五種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第3回第十種優先株式  | 20,000,000株 (注)3 | 第2回第十五種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第4回第十種優先株式  | 20,000,000株 (注)3 | 第3回第十五種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第1回第十一種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 | 第4回第十五種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第2回第十一種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 | 第1回第十六種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第3回第十一種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 | 第2回第十六種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第4回第十一種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 | 第3回第十六種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第1回第十二種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 | 第4回第十六種優先株式 | 20,000,000株 (注)3 |
| 第2回第十二種優先株式 | 10,000,000株 (注)1 |             |                  |

- (注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。
2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。
3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて20,000,000株を超えないものとする。

発行済株式の総数  
(内訳)

普通株式

375,291,440株  
375,291,440株

##### (2) 当年度末株主数

普通株式

57,414名  
57,414名

### (3) 大株主 普通株式

| 株主の氏名又は名称                                     | 当社への出資状況   |      |
|-----------------------------------------------|------------|------|
|                                               | 持株数等       | 持株比率 |
|                                               | (株)        | (%)  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                       | 27,367,500 | 7.29 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                     | 20,896,800 | 5.57 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                    | 13,205,500 | 3.52 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385151                   | 8,560,603  | 2.28 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）                    | 7,595,000  | 2.02 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051            | 7,229,700  | 1.92 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）                    | 7,019,800  | 1.87 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                  | 6,174,177  | 1.64 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 4,933,635  | 1.31 |
| パークレイズ証券株式会社                                  | 4,029,174  | 1.07 |

(注) 持株比率は、自己株式（326,159株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役及び執行役員、並びに当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

|              | 新株予約権<br>の割当日  | 新株予約権<br>の個数 | 目的となる株式の<br>種類及び数 | 発行価額<br>(新株予約権<br>1個当たり) | 行使価額<br>(株式1株<br>当たり) | 行使期間                       |
|--------------|----------------|--------------|-------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 第1回<br>新株予約権 | 2011年<br>7月26日 | 286個         | 普通株式<br>28,600株   | 62,000円                  | 4,000円                | 2013年7月26日から<br>2021年7月25日 |
| 第2回<br>新株予約権 | 2012年<br>7月18日 | 260個         | 普通株式<br>26,000株   | 34,000円                  | 4,000円                | 2014年7月18日から<br>2022年7月17日 |
| 第3回<br>新株予約権 | 2013年<br>7月19日 | 398個         | 普通株式<br>39,800株   | 146,000円                 | 5,190円                | 2015年7月19日から<br>2023年7月18日 |
| 第4回<br>新株予約権 | 2014年<br>8月1日  | 404個         | 普通株式<br>40,400株   | 424,000円                 | 1円                    | 2014年8月31日から<br>2044年7月31日 |
| 第5回<br>新株予約権 | 2015年<br>7月31日 | 327個         | 普通株式<br>32,700株   | 544,700円                 | 1円                    | 2015年8月31日から<br>2045年7月30日 |

|              | 新株予約権<br>の割当日  | 新株予約権<br>の個数 | 目的となる株式の<br>種類及び数 | 発行価額<br>(新株予約権<br>1個当たり) | 行使価額<br>(株式1株<br>当たり) | 行使期間                       |
|--------------|----------------|--------------|-------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 第6回<br>新株予約権 | 2016年<br>7月29日 | 510個         | 普通株式<br>51,000株   | 324,600円                 | 1円                    | 2016年8月31日から<br>2046年7月28日 |
| 第7回<br>新株予約権 | 2017年<br>7月28日 | 613個         | 普通株式<br>61,300株   | 387,000円                 | 1円                    | 2017年8月31日から<br>2047年7月27日 |
| 第8回<br>新株予約権 | 2018年<br>9月3日  | 690個         | 普通株式<br>69,000株   | 418,300円                 | 1円                    | 2018年9月30日から<br>2048年9月2日  |

**(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等**

|          | 新株予約権<br>の個数 | 目的となる株式の種類及び数 | 取締役及び執行役 |      |
|----------|--------------|---------------|----------|------|
|          |              |               | 保有人数     | 個数   |
| 第1回新株予約権 | 26個          | 普通株式 2,600株   | 5名       | 26個  |
| 第2回新株予約権 | 34個          | 普通株式 3,400株   | 6名       | 34個  |
| 第3回新株予約権 | 67個          | 普通株式 6,700株   | 8名       | 67個  |
| 第4回新株予約権 | 71個          | 普通株式 7,100株   | 10名      | 71個  |
| 第5回新株予約権 | 76個          | 普通株式 7,600株   | 13名      | 76個  |
| 第6回新株予約権 | 125個         | 普通株式 12,500株  | 13名      | 125個 |
| 第7回新株予約権 | 159個         | 普通株式 15,900株  | 14名      | 159個 |
| 第8回新株予約権 | 213個         | 普通株式 21,300株  | 14名      | 213個 |

**(2) 事業年度中において使用人（執行役員）等に交付した当社の新株予約権等**

該当ありません。



## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                           | 当該事業年度に係る報酬等 | そ の 他                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人            | 62           | ①監査委員会は、会計監査人及び当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。<br>②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等を委託し対価を支払っております。 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉   |              |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 公認会計士 間 瀬 友 未 |              |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 公認会計士 藤 澤 孝   |              |                                                                                                                                                                                                                                                 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額で記載しております。また、非監査業務に係る報酬等の額15百万円を含んでおります。  
 3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は746百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、監査委員会の判断で会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告します。そのほか、当社は、必要があると判断する場合には、会社法その他の法令の定める手続きに従い、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

#### □ 当社の重要な子会社及び子法人等の会計監査人の状況

当社の重要な子会社及び子法人等のうち、泰国三井住友信託銀行、米国三井住友信託銀行は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当社の業務の適正を確保する体制について、取締役会において「内部統制基本方針」として決議した内容及びその決議した内容に沿って整備した体制に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

| コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（内部統制基本方針の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（利益相反管理に関する体制を含む）を整備するため、次の施策を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>①当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。</li><li>②コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。</li><li>③当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。</li><li>④利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。</li><li>⑤本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。</li><li>⑥毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。併せてその進捗・達成状況を把握・評価する。</li><li>⑦役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。</li><li>⑧役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口で直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。</li><li>⑨反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。</li><li>⑩マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。</li></ul></li></ul> |
| <p>（運用状況）</p> <p>当社は、取締役会の諮問機関としてリスク委員会、及び利益相反管理委員会を設置しており、当グループのコンプライアンスや顧客保護等管理態勢を実現させるための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、半期毎にリスク委員会を経て取締役会にて決議するとともに、進捗・達成状況の把握・評価を行い四半期毎に取締役会に報告しており、また、利益相反管理に関する重要事項については、利益相反管理委員会を経て取締役会に報告しております。併せて、当社は、子会社等のコンプライアンス・プログラムの策定を指導し、その進捗・達成状況を四半期毎に把握・評価して取締役会に報告しております。また、グローバル規制やグローバル戦略を踏まえた当グループのグローバル・コンプライアンス態勢の高度化やコンプライアンス研修の実施等に取り組んでおります。更に、マネー・ローンダリング等防止に向けた態勢整備に取り組んでおります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| リスク管理体制の整備について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>（内部統制基本方針の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、次の施策を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>①当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。</li></ul></li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>②リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。</p> <p>③本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。</p> <p>④当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。併せてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。</p> <p>⑤役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。</p> <p>⑥緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、当グループの正常な業務活動の維持、継続を図る。</p>                                                                                                                                   |
| <p>(運用状況)</p> <p>当社は、当グループのリスク管理に関する基本方針に基づきリスク管理計画を策定し、半期毎にリスク委員会を経て、取締役会にて決議するとともに、進捗・達成状況の把握・評価を行い、四半期毎に取締役会に報告しております。併せて、当社は、子会社等のリスク管理計画策定を指導し、その進捗・達成状況を四半期毎に把握・評価して取締役会に報告しております。また、当社は、経営目標を実現するための適切なリスク管理を実践するため、リスクアペタイト・フレームワークを構築し、その運用状況を取締役会でモニタリングしております。更に、当グループの重要リスク管理の高度化を図るとともに、感染拡大の懸念が続く新型コロナウイルス感染症に対しては、当社内に執行役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、新感染症の流行に備えた業務継続プラン（ＢＣＰ）に基づく業務運営がなされているほか、感染防止・拡大抑止のための各種取り組みを行っております。</p> |
| <p>業務執行体制の整備について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(内部統制基本方針の内容)</p> <p>・執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。</p> <p>①当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。</p> <p>②執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。</p> <p>③社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。</p>                                                                    |
| <p>(運用状況)</p> <p>当社は、業務執行に関する権限を取締役会から執行役へ委任しており、各執行役は職務の執行状況等を取締役会に報告しております。法令改正による規程類の制定・改廃については、コンプライアンス統括部が法令改正情報を定期的に各業務所管部へ提供し、適時適切に実施しております。また、銀行子会社の機関設計変更や運用子会社の直接出資子会社化を実施しており、これに伴う所要の体制整備を実施しております。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>経営の透明性確保について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(内部統制基本方針の内容)</p> <p>・経営の透明性を確保する体制を整備するため、次の施策を行う。</p> <p>①会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。</p> <p>②当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。</p> <p>③経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。</p>                                                                                                                                 |
| <p>(運用状況)</p> <p>当社は、当グループにおける会計に係る内部統制等に関する不正または不適切な情報について、国内外を問わない、社内外からの通報窓口として会計ホットラインを設置しております。当社は、財務報告に係る内部統制の有効性についての評価結果を定期的に取締役会に報告しており、当グループにおける経営関連情報については、金融商品取引法や証券取引所の定める有価証券上場規程、及び社内の規程類の定めにより、適切に情報開示を実施しております。</p>                                                                                                                                                                                                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当グループ管理体制の整備について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(内部統制基本方針の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。</li> <li>②当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。</li> <li>③子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。</li> <li>④当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。</li> </ul> </li> </ul>   |
| <p>(運用状況)</p> <p>コンプライアンス統括部及びリスク統括部は、当グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理について、グループ全体の方針に沿うべく当社のグループ各社の計画策定を指導するとともに、管理・運営状況をモニタリングし、必要に応じ適切な監督・指導を実施しております。また、経営企画部及び財務企画部は、当社のグループ各社から、定期的に取締役会議事録や業務執行状況、連結決算に必要な計数等の報告を受け、適切に指導・管理・監督を行っております。</p>                                                                                                                                                   |
| 情報の保存・管理体制の整備について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(内部統制基本方針の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するため、次の施策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。</li> <li>②情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。</li> </ul> </li> </ul>                                                                                      |
| <p>(運用状況)</p> <p>当社は、株主総会、取締役会及び経営会議について、それぞれ議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存しております。また、情報セキュリティリスク管理に関する具体的な実施計画を、半期毎に取締役会にて決議し、情報関連事故の発生状況や情報セキュリティリスク管理における課題と対応策等を、四半期毎に取締役会に報告しております。</p>                                                                                                                                                                                              |
| 内部監査体制の整備について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>(内部統制基本方針の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当グループのコンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価するための体制を整備するため、次の施策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。</li> <li>②当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。</li> <li>③内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>(運用状況)</p> <p>当社は、当グループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定し、年度毎に監査委員会の事前承認を受けて取締役会にて決議し、内部監査の結果等については、四半期毎に取締役会及び監査委員会に報告しております。また、グループ各社の内部監査計画についても半期毎に取締役会にて承認しております。更に、主要子会社の非常勤監査役を兼務する運営により当グループの組織監査態勢・内部監査態勢の強化を図るほか、テーマ監査へのシフトによる監査運営の変更を実施しております。</p>                                                                                                                                      |

**監査委員会監査に関する体制の整備について****(内部統制基本方針の内容)**

- ・ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。

**①監査委員会の職務を補助すべき社員等**

- ア. 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。
- イ. 監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。
- ウ. 監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。
- エ. 執行役員は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮する。

**②監査委員会への報告体制**

- ア. 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役員、執行役員及び社員は、当社若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査委員会へ報告しなければならない。
- イ. コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査委員会に対して報告しなければならない。
- ウ. 内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しなければならない。
- エ. 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役員、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査委員会に対して報告しなければならない。
- オ. 上記ア、イ及びエに掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記アに掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記イに掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記エに掲げる事項について監査委員会から報告を求められた場合は速やかに、当社の監査委員会に報告する。
- カ. 監査委員会は、必要に応じ、上記アからエに掲げる事項について、上記アからオに掲げる者に対して報告を求めることができる。
- キ. 上記アからカに基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

**③その他監査委員会監査の実効性確保のための体制**

- ア. 取締役、執行役員、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。
- イ. 常勤の監査委員を選定する。
- ウ. 監査委員は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。
- エ. 代表執行役員は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。
- オ. 内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査委員会による調査等の指示は、執行役員その他の者の指示に優先する。
- カ. 代表執行役員又は人事部門を担当する執行役員は、監査委員会に対して、内部監査部門を担当する執行役のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
- キ. 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。



- フ. 当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、子会社等の非常勤の監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者（合併会社等で他社グループからの候補者を除く）の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べるができる。
- ケ. 監査委員会が必要と認めて外部からの通報制度を設けることとした場合には、取締役、執行役、執行役員及び社員は、当該制度の運営に協力する。
- コ. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

（運用状況）

当社は、監査委員会室の設置や監査委員会への報告体制等の整備を行っております。監査委員会は、社長、執行役及び経営管理各部統括役員、当グループ各社の監査等委員や監査役等を対象としたヒアリングや意見交換を実施しており、監査委員は、取締役会のほか、経営会議等監査委員会が必要と認める重要な会議に出席しております。加えて、監査委員会に、内部監査部統括役員が原則としてオブザーバー出席する等により内部監査部との情報交換・意見交換を図り、また、会計監査人からの報告を受けて情報交換・意見交換を図る等、監査委員会の活動が実効的に行われるために必要となる情報を適切に得ており、必要に応じて内部監査部への指示を出す等の対応を行っております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

### （1）特定完全子会社の名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

### （2）当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

1,293,014百万円

### （3）当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,224,754百万円

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

かかる自己の株式の取得については、当社の株主還元方針に基づき自己資本の状況等を総合的に判断した上で適切に対応してまいります。

# 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
|-----------------------------|------------|---------------------------|------------|
| (資 産 の 部)                   |            | (負 債 の 部)                 |            |
| 現 金 預 け 金                   | 13,141,192 | 預 譲 渡 性 預 金               | 30,688,920 |
| コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形     | 71,236     | コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形   | 5,860,292  |
| 買 入 現 先 勘 定                 | 1,220,761  | 売 現 先 勘 定                 | 142,974    |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金       | 740,658    | 特 定 取 引 負 債               | 1,558,919  |
| 買 入 金 銭 債 権                 | 999,705    | 借 用 金                     | 371,950    |
| 特 定 取 引 資 産                 | 507,646    | 外 国 為 替 債                 | 5,856,384  |
| 金 銭 の 信 託                   | 7,230      | 短 期 社 債                   | 3,213      |
| 有 価 証 券                     | 6,437,599  | 信 託 勘 定 負 債               | 1,707,097  |
| 貸 出 金                       | 29,703,375 | そ の 他 引 当 金               | 1,125,731  |
| 外 国 為 替 債                   | 36,952     | 賞 与 引 当 金                 | 4,750,289  |
| リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産 | 673,880    | 役 員 賞 与 引 当 金             | 1,215,433  |
| そ の 他 の 資 産                 | 2,124,043  | 株 式 給 付 引 当 金             | 18,619     |
| 有 形 固 定 資 産                 | 213,547    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 172        |
| 建 物                         | 73,926     | ポ イ ン ト 引 当 金             | 279        |
| 土 地                         | 114,713    | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 14,044     |
| リ ー ス 資 産                   | 5,178      | 偶 発 損 失 引 当 金             | 16,889     |
| 建 設 仮 勘 定                   | 370        | 繰 延 税 金 負 債               | 4,867      |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産         | 19,358     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 1,440      |
| 無 形 固 定 資 産                 | 129,455    | 支 払 承 諾                   | 50,875     |
| ソ フ ト ウ ェ ア                 | 79,211     | 負 債 の 部 合 計               | 2,439      |
| の れ ン                       | 45,087     |                           | 518,811    |
| リ ー ス 資 産                   | 0          | (純 資 産 の 部)               |            |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産         | 5,156      | 資 本 金                     | 261,608    |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産           | 87,096     | 資 本 剰 余 金                 | 580,595    |
| 繰 延 税 金 資 産                 | 14,564     | 利 益 剰 余 金                 | 1,495,029  |
| 支 払 承 諾 見 返                 | 518,811    | 自 己 株 式                   | △2,855     |
| 貸 倒 引 当 金                   | △127,205   | 株 主 資 本 合 計               | 2,334,377  |
| 資 産 の 部 合 計                 | 56,500,552 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 351,459    |
|                             |            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | △56,765    |
|                             |            | 土 地 再 評 価 差 額 金           | △6,623     |
|                             |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 1,332      |
|                             |            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △68,513    |
|                             |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 220,889    |
|                             |            | 新 株 予 約 権                 | 1,057      |
|                             |            | 非 支 配 株 主 持 分             | 34,583     |
|                             |            | 純 資 産 の 部 合 計             | 2,590,907  |
|                             |            | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 56,500,552 |



# 連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   | 金 額       |
|-----|---|---|---|-----------|
| 経   | 常 | 収 | 益 |           |
| 信   | 託 | 報 | 酬 | 1,535,401 |
| 資   | 金 | 運 | 用 | 99,816    |
| 貸   | 出 | 金 | 利 | 489,366   |
| 有   | 価 | 証 | 息 | 346,886   |
| コ   | ル | ン | 配 | 94,005    |
| 買   | 現 | 先 | 利 | 1,431     |
| 債   | 券 | 借 | 取 | 571       |
| 預   | け | 金 | 引 | 0         |
| そ   | の | 他 | 受 | 36,831    |
| 役   | 務 | 取 | 入 | 9,640     |
| 特   | 定 | 引 | 等 | 401,723   |
| そ   | の | 取 | 収 | 102,189   |
| そ   | の | 他 | 業 | 349,778   |
| 償   | 却 | 債 | 務 | 92,525    |
| そ   | の | 他 | 常 | 1,149     |
| 経   | 常 | の | 収 | 91,376    |
| 資   | 金 | 調 | 達 | 361,890   |
| 預   | 渡 | 性 | 預 | 125,997   |
| コ   | ル | マ | ネ | 81,014    |
| 売   | 現 | 先 | 利 | 1,264     |
| 債   | 券 | 借 | 取 | 31,712    |
| 借   | 用 | 金 | 引 | 2,302     |
| 短   | 期 | 社 | 債 | 13,238    |
| 社   | 債 | 利 | 利 | 29,049    |
| そ   | の | 他 | の | 16,147    |
| 役   | 務 | 取 | 引 | 61,163    |
| そ   | の | 他 | 業 | 109,666   |
| 営   | の | 業 | 務 | 280,488   |
| 所   | の | 他 | 常 | 433,455   |
| 貸   | 倒 | 引 | 当 | 92,241    |
| そ   | の | 他 | の | 39,972    |
| 経   | 常 | 利 | 益 | 52,269    |
|     |   |   |   | 257,658   |

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |         |
|-----------------|--------|---------|
| 特 別 利 益         |        | 3,154   |
| 固 定 資 産 処 分     | 3,154  |         |
| 特 別 損 失         |        | 20,091  |
| 固 定 資 産 処 分 損 失 | 731    |         |
| 減 損 損 失         | 19,360 |         |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 240,721 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 69,585 |         |
| 法人税等調整額         | 6,042  |         |
| 法人税等合計          |        | 75,627  |
| 当期純利益           |        | 165,094 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 2,065   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 163,028 |

# 連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|-------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 261,608 | 645,003 | 1,387,592 | △51,222 | 2,242,982 |
| 当期変動額                   |         |         |           |         |           |
| 剰余金の配当                  |         |         | △56,517   |         | △56,517   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |         | 163,028   |         | 163,028   |
| 自己株式の取得                 |         |         |           | △17,494 | △17,494   |
| 自己株式の処分                 |         | △354    |           | 1,835   | 1,481     |
| 自己株式の消却                 |         | △64,024 |           | 64,024  | —         |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減  |         | △29     |           |         | △29       |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |         | 925       |         | 925       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |           |         |           |
| 当期変動額合計                 | —       | △64,408 | 107,437   | 48,366  | 91,395    |
| 当期末残高                   | 261,608 | 580,595 | 1,495,029 | △2,855  | 2,334,377 |

(単位：百万円)

|                         | その他の包括利益累計額                   |                  |                    |                    |                               |                                 |
|-------------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |
| 当期首残高                   | 467,448                       | △36,764          | △5,698             | 4,702              | △19,209                       | 410,478                         |
| 当期変動額                   |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 剰余金の配当                  |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 自己株式の取得                 |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 自己株式の処分                 |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 自己株式の消却                 |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減  |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 土地再評価差額金の取崩             |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △115,989                      | △20,001          | △925               | △3,369             | △49,303                       | △189,589                        |
| 当期変動額合計                 | △115,989                      | △20,001          | △925               | △3,369             | △49,303                       | △189,589                        |
| 当期末残高                   | 351,459                       | △56,765          | △6,623             | 1,332              | △68,513                       | 220,889                         |

(単位：百万円)

|                         | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|-------------------------|-------|---------|-----------|
| 当期首残高                   | 1,062 | 75,832  | 2,730,356 |
| 当期変動額                   |       |         |           |
| 剰余金の配当                  |       |         | △56,517   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |       |         | 163,028   |
| 自己株式の取得                 |       |         | △17,494   |
| 自己株式の処分                 |       |         | 1,481     |
| 自己株式の消却                 |       |         | —         |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減  |       |         | △29       |
| 土地再評価差額金の取崩             |       |         | 925       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △5    | △41,249 | △230,843  |
| 当期変動額合計                 | △5    | △41,249 | △139,448  |
| 当期末残高                   | 1,057 | 34,583  | 2,590,907 |

# 第9期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 175,470   | 流 動 負 債         | 4,616     |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,349     | 未 払 費 用         | 2,457     |
| 有 価 証 券           | 129,000   | 未 払 法 人 税 等     | 969       |
| 前 払 費 用           | 201       | 賞 与 引 当 金       | 187       |
| 未 収 還 付 法 人 税 等   | 15,588    | 役 員 賞 与 引 当 金   | 42        |
| そ の 他             | 28,330    | そ の 他           | 959       |
| 固 定 資 産           | 2,049,283 | 固 定 負 債         | 650,093   |
| 有 形 固 定 資 産       | 0         | 社               | 債         |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 0         | 長 期 借 入 金       | 10,000    |
| 無 形 固 定 資 産       | 1         | 株 式 給 付 引 当 金   | 52        |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 1         | そ の 他           | 40        |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 2,049,281 | 負 債 合 計         | 654,709   |
| 投 資 有 価 証 券       | 652       | (純 資 産 の 部)     |           |
| 関 係 会 社 株 式       | 1,398,398 | 株 主 資 本         | 1,568,986 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 650,000   | 資 本 金           | 261,608   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 136       | 資 本 剰 余 金       | 977,094   |
| そ の 他             | 94        | 資 本 準 備 金       | 702,933   |
|                   |           | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 274,160   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金       | 333,139   |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 333,139   |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 333,139   |
|                   |           | 自 己 株 式         | △ 2,855   |
|                   |           | 新 株 予 約 権       | 1,057     |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 1,570,044 |
| 資 産 合 計           | 2,224,754 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 2,224,754 |

# 第9期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 営 業 収 益               | 97,597  |
| 関 係 会 社 受 取 配 当 金     | 95,851  |
| 関 係 会 社 受 入 手 数 料     | 1,745   |
| 営 業 費 用               | 3,709   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 3,709   |
| 営 業 利 益               | 93,888  |
| 営 業 外 収 益             | 8,183   |
| 受 取 利 息               | 8,128   |
| 有 価 証 券 利 息           | 1       |
| 受 取 手 数 料             | 0       |
| そ の 他                 | 53      |
| 営 業 外 費 用             | 9,430   |
| 支 払 利 息               | 77      |
| 社 債 利 息               | 8,766   |
| そ の 他                 | 586     |
| 経 常 利 益               | 92,640  |
| 特 別 損 失               | 0       |
| 固 定 資 産 処 分 損         | 0       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 92,640  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △12,611 |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 11,393  |
| 法 人 税 等 合 計           | △1,217  |
| 当 期 純 利 益             | 93,858  |

# 第9期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |           |
|-------------------------|---------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |           |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高                   | 261,608 | 702,933   | 338,540  | 1,041,473 |
| 当期変動額                   |         |           |          |           |
| 剰余金の配当                  |         |           |          |           |
| 当期純利益                   |         |           |          |           |
| 自己株式の取得                 |         |           |          |           |
| 自己株式の処分                 |         |           | △354     | △354      |
| 自己株式の消却                 |         |           | △64,024  | △64,024   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |          |           |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | △64,379  | △64,379   |
| 当期末残高                   | 261,608 | 702,933   | 274,160  | 977,094   |

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本                         |              |         |                | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|---------------------------------|--------------|---------|----------------|-------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金                       |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |       |           |
|                         | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |       |           |
|                         |                                 |              |         |                |       |           |
| 当期首残高                   | 295,798                         | 295,798      | △51,222 | 1,547,658      | 1,062 | 1,548,721 |
| 当期変動額                   |                                 |              |         |                |       |           |
| 剰余金の配当                  | △56,517                         | △56,517      |         | △56,517        |       | △56,517   |
| 当期純利益                   | 93,858                          | 93,858       |         | 93,858         |       | 93,858    |
| 自己株式の取得                 |                                 |              | △17,494 | △17,494        |       | △17,494   |
| 自己株式の処分                 |                                 |              | 1,835   | 1,481          |       | 1,481     |
| 自己株式の消却                 |                                 |              | 64,024  | —              |       | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |                                 |              |         |                | △5    | △5        |
| 当期変動額合計                 | 37,341                          | 37,341       | 48,366  | 21,328         | △5    | 21,322    |
| 当期末残高                   | 333,139                         | 333,139      | △2,855  | 1,568,986      | 1,057 | 1,570,044 |



独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |    |    |   |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森  | 俊哉 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 | 友未 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤澤 | 孝  | ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
取締役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 森 俊 哉 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 間 瀬 友 未 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 藤 澤 孝 ㊞   |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関して取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査担当部署を活用しつつ、会社の内部統制担当部署と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役並びに監査等委員会及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員 齋藤進一 ㊞

監査委員 首藤邦之 ㊞

監査委員 田中浩二 ㊞

監査委員 吉田高志 ㊞

監査委員 麻生光洋 ㊞

(注) 監査委員齋藤進一、吉田高志及び麻生光洋は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
「三井住友信託銀行本店ビル」

## ◆ 交通のご案内



スマートフォンやタブレット端末から上記の「QRコード®」を読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



三井住友信託銀行  
本店ビル  
(丸の内永楽ビルディング)

※「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について」(3頁～4頁)をご参照ください。

※当日はご来場の株主さまに入場時、検温をさせていただく予定です。そのため受付に時間がかかることが予想されますので、早めのご来場をお勧めいたします。

※来場記念品の配布は予定しておりません。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した植物油  
インキを使用しています。